



神奈川県

KANAGAWA

令和4年度 国の施策・制度・予算に関する提案

令和3年6月
神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

現在、我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、社会経済活動を維持し、県民の暮らしを守るためには、早期に新型コロナウイルスの感染拡大を収束させなければなりません。

本県では、感染症対応と通常の医療をしっかりと両立させ、必要な方に必要な医療を提供できる体制を持続可能な形で整えていくため、医療資源の「選択と集中」による「神奈川モデル」を創り上げてきました。

厳しい財政状況が見込まれる中、今後とも、こうした新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、県民生活に直結する事業を着実に推進していくためには、国による施策の実現や制度の見直しが必要なもののが少なくありません。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、令和4年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年6月

神奈川県知事　黒岩祐治

目 次

I 新型コロナウイルス感染症対策	
1 新型コロナウイルス感染症対策	1
II 地方税財政制度	
2 地方税財政制度の改革	12
III DXの推進	
3 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	15
IV エネルギー・環境	
4 分散型エネルギー・システムの構築	18
5 脱炭素社会の実現	20
6 資源循環の推進	21
V 安全・安心	
7 防災・減災、国土強靭化対策の推進	22
8 基地対策の推進	30
VI 産業・労働	
9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進	34
10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し	37
VII 健康・福祉	
11 健康・長寿社会の実現	39
12 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進	46
13 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し	53
VIII 教育・子育て	
14 子ども・子育て応援社会の推進	58
IX 県民生活	
15 拉致問題の早期解決	62
16 ヘイトスピーチ対策の推進	64
X 県土・まちづくり	
17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上	65
18 県営住宅の健康団地への再生	69
参考 1 提案事項 府省別一覧	71
参考 2 提案事項 第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 関連項目一覧	73

I 新型コロナウイルス感染症対策

1 新型コロナウイルス感染症対策

1 地方税減収等への対応（減収補填措置の継続）

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

新型コロナウイルス感染症の影響により、景気変動に伴う通常の増減収を超える大幅な減収が生じる見込みの地方消費税等について、令和2年度限りの措置として減収補填措置が講じられたが、今後も新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による経済の下振れリスクやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が懸念されるため、国においては、地方の行財政運営に支障が生じないよう、引き続き地方税の減収等に対して確実に減収補填措置を講じること。

◆現状・課題

地方財政法の改正により、減収補填債の対象税目に地方消費税等7税目が追加されたが、これは令和2年度限りの措置である。また、減収補填債の対象外となる税目や使用料・手数料の減収は、特別減収対策債の発行が可能とされたが、これは令和3年度までの措置である。

令和3年度の地方財政計画には、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税等の大幅な減収が見込まれているが、想定以上の税収減が生じた場合には、確実な減収補填措置が必要である。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により想定以上の減収が生じた場合、確実に補填措置が講じられることで、地方財政の安定的な運営が図られる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

【提案内容】

提出先 内閣府

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（地方単独事業分）は、地域の実情に応じた事業を地方公共団体の判断により実施できるよう、今後の感染状況を踏まえ、予備費の活用も含め、必要に応じて機動的に措置するなど、引き続き、全ての地方自治体が必要とする額を確保すること。

また、交付金の算定にあたっては、市町村の財政力に関わらず、地域の実情に即した必要な額を措置すること。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、引き続き、地域の実情に応じたコロナ対応に係る事業の実施が必要である。

◆実現による効果

臨時交付金の措置により、地域の実情に応じた事業の実施が可能となる。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

- (2) 今後、**営業時間短縮等の要請に伴う協力金**については、地方公共団体が、臨時交付金（地方単独事業分）を他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等での財源として活用できるよう、臨時交付金の地方単独事業とは別に、**全額国費で負担すること**。

◆現状・課題

営業時間短縮等の要請に伴う協力金については、本来、地域の実情に応じた事業の財源に充てるべき臨時交付金（地方単独事業分）を充てなければならない制度設計になっている。

◆実現による効果

協力金について、臨時交付金の地方単独事業とは別に全額国費負担とすることで、他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等の財源などに活用できる。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

3 医療

【提案内容】

提出先 厚生労働省、文部科学省

- (1) 新型コロナワクチン接種について、すべての市町村が7月中に高齢者接種を完了し、希望する住民への接種を速やかに進められるよう、接種に関わる人材の確保に向けた対策や財政措置を拡充すること。

また、ワクチン接種にかかる県による市町村への支援策に対しても財政措置を講じることや、通勤・通学先での接種などの柔軟な制度設計、迅速な情報提供及び適切な広報の推進など、自治体の取組を総合的に支援すること。

◆現状・課題

7月末までの高齢者接種完了に向けて、市町村から医療従事者や事務補助者などの人員確保が困難との声が多くあがっていることから、国が主導して医療人材等の確保対策を進めるとともに、接種単価の増額などの十分な財政措置を行う必要がある。

また、接種を迅速に進めるため、県が市町村に対して行う財政支援や補助についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の対象とするなど、財政措置の拡充が求められる。

さらに、こうした財政的支援の拡充に加え、通勤・通学先での接種などの柔軟な制度設計や、ワクチン配達時期、消費期限などに関する早期の情報提供、国民の不安を軽減するための適切な広報の推進など、円滑なワクチン接種に向けた総合的な支援が必要である。

◆実現による効果

高齢者をはじめ、希望するすべての住民へのワクチン接種が迅速かつ円滑に進められる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

(2) 地域の医師会等と連携した自宅療養者に対する健康観察やフォローアップ業務について、今後も持続可能な仕組みとして運営できるよう「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」の当面の維持や診療報酬等の拡充、訪問看護やオンラインによる療養指導等を新たに訪問看護療養費の対象とするなどの財政措置を講じること。

◆現状・課題

本県でも令和2年12月から令和3年1月にかけての感染拡大時には、1日あたり5,000人を超える自宅療養者が生じるなど、感染の急増期には多数の自宅療養者の発生が見込まれる。

こうした自宅療養者に対して医学的知見に基づいた対応を行うため、地域の医師会等に健康観察やフォローアップ業務を委託することは、国により積極的に推奨され、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となっているが、対応する医師や看護師への手当等について、臨時的な対応ではなく、診療報酬制度にしっかりと位置づけるなど、恒久化を見据えた持続可能な制度として構築していく必要がある。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の自宅療養を地域の医療提供体制に位置付けるための体制を整備し、地域の医療システムとして自走化を図ることは、超高齢社会においても有用な手法であることから、将来的な活用も期待できる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

(3) 感染力が強いとされる変異株が猛威を振るう中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止には、**全国的かつ戦略的なPCR検査の実施等の対策が大変重要**であるため、**自治体の負担が無く、効果的・効率的に検査等が実施できる**よう財政措置を講じること。

◆現状・課題

変異株に関して、国から、令和3年5月に、①N501Y変異以外の他の懸念される変異株のスクリーニングが必要になった場合に、迅速に対応できるよう自治体等で40%程度の検体を早期に収集できる体制を維持すること、②国立感染症研究所から自治体への全ゲノム解析の技術移転と、自治体による全ゲノム解析を推進することとされ、全ゲノム解析が地域に偏りがないよう全国的に5～10%程度実施することが示されている。

変異株のスクリーニングや、高齢・障害福祉施設従事者等への定期的なPCR検査の実施等、国が方針を示したうえで全国的に実施する事業に関しては、地方自治体の負担が生じないよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に含めるなど、国において財源措置を講じてもらう必要がある。

◆実現による効果

感染の再拡大の回避やクラスターの早期の防止が可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

(4) 今後、**変異株による新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えるため、変異株の迅速な特定や、民間検査機関も含めた検査体制拡充のための明確な方針を示す**など、**変異株への監視体制を強化**すること。

◆現状・課題

新型コロナウイルスについては、相次いで変異株が確認されており、市中感染が広がることが懸念されるが、今後、変異株による新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるためには、その迅速な特定や、検査体制を拡充する必要がある。

そのためには、変異ウイルスに係る迅速な検出技術の開発の支援（開発した試薬のプロトコル化の支援、迅速な行政検査適用と保険適用等）や、臨時検査所の大幅な増設などの検査体制拡充に関する明確な方針を国において示すことが必要である。

また、保健所職員の業務負担軽減や検査の迅速化のためには、保健所が陽性者の同居家族を、濃厚接触者として認定した際に、自宅において自分で唾液を採取する検査手法を推進する必要がある。しかしながら、厚生労働省は、自宅での本人による唾液採取では本人確認できないことを理由に、行政検査として認めていない。こうした課題を解決するためには、保険証の提出や別の家族の署名等の簡易な本人確認方法を国が示し、早急に行政検査として位置付ける必要がある。

◆実現による効果

国において、変異ウイルスに係る迅速な検出技術の開発の支援（開発した試薬のプロトコル化の支援、迅速な行政検査適用と保険適用等）を行うことで、変異株の検査現場での迅速な特定・検出が可能となる。

また、国が検査体制拡充の方針を示すとともに、保健所等が実施する自宅での自己採取による検査を行政検査に位置付けることにより、保健所の業務負担の軽減や、検査の迅速化につながり、市中の感染リスクの低減に大きく寄与する。

（神奈川県担当課：政策局いのち・未来戦略本部室）

(5) 新型コロナウイルス感染症のような大規模感染症流行下における医療提供体制の確保のために、自治体が負担した費用については、**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするなど**、国において財政措置を講じること。

また、患者の移送費や入院医療費、行政検査費など感染症法で自治体が負担すべきとされている費用について、感染拡大による自治体の財政負担が増加しているため、この支弁分についても緊急的な財政支援策を講じること。

◆現状・課題

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大時において、県内の医療機関の負荷を軽減し、必要な医療提供体制を確保するため、表記載の事業等を実施しているが、これらの事業は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象経費となっていないことから、県の独自財源や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施している。

また、患者の移送費や入院医療費、行政検査費などの自治体負担が生じる費用についても、感染拡大により、想定を超える費用負担が生じており、自治体の財政負担が大きい。

【神奈川県の独自財源等で実施した主な事業】

- ・年末年始、GWの医療提供体制確保にかかる協力金
- ・後方支援病床確保にかかる協力金
- ・入院受入れ医療機関の設備整備補助（緊急包括対象外）
- ・入院受入れ医療機関の人材確保補助（緊急包括対象外）
- ・入院受入れ医療機関への協力金（緊急包括対象以前分含む）
- ・薬局従事者に対する慰労金
- ・高齢者等のインフルエンザ予防接種費用補助

◆実現による効果

自治体が実施する医療提供体制確保のための事業については、緊急包括支援交付金の対象とするなど、国による財政措置を明確にすることで、自治体がそれぞれの地域のニーズや実情に応じて、迅速かつ効果的に医療提供体制を確保することが可能となる。

また、感染拡大に伴う緊急的な措置として、行政検査等の自治体負担分についても、一時的に国による財政支援の対象とすることにより、自治体が財政的な不安を感じることなく、十分な対応を行うことができる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (6) 新型コロナウイルス感染症患者の受入れは行っていないものの、**地域医療を守っているクリニック等の一般の医療機関**に対しては、未だ支援が不十分であるとの声も多い。医療機関が経営上の問題から医療機能を縮小することにより引き起こされる、**医療崩壊を回避するため、引き続き医療機関に対して国による財政的支援を行うこと。**

◆現状・課題

国が医療機関の経営支援対策として、新型コロナウイルス感染症病床に係る施設・設備整備費補助や病床確保料の引上げを行ったことで、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れ病院は経営改善効果が見られた。また、新型コロナウイルス以外の患者の健康を守っているクリニック等の一般の医療機関に対しては、令和2年度第三次補正として感染拡大防止のさらなる支援(25万円+病床による加算)のほか、診療報酬の加算や福祉医療機構の無利子無担保融資の継続などの措置を行ってきた。しかし、日本医師会の調査によると、2020年4月から2021年1月までの10か月間の医業収入額の減の累計は、前年同月と比較した場合に、無床診療所で1施設当たり1,091万円との結果であり、「特にコロナ対応のない医療機関に対し、未だ支援が不十分」であるとの声も多い。

◆実現による効果

地域医療を推進する医療機関の経営が安定することにより、救急医療体制や超高齢化社会における地域包括ケアシステムの維持が可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

- (7) **情報通信機器等を用いた診療等（いわゆる「オンライン診療等」）**については、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、通院が困難な患者の医療アクセス向上などの利点が充分発揮されるよう、**安全性・信頼性の確保**に留意した上で、**適用範囲を拡大しつつ、初診からのオンライン診療の実施を早期に恒久化すること。**

◆現状・課題

情報通信機器は、その技術の飛躍的な進展とともに、急速な普及が進んでいるが、オンライン診療等は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、初診の患者は対面診療が原則とされていることなどにより、これまでその普及が妨げられてきた。

しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、国の「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」等において、医療機関の受診が困難になったことに鑑み臨時の・特例的な取扱として、初診からオンライン診療で診断や処方をすることは差し支えないこととされており、この取扱によって、一定程度オンライン診療を実施する医療機関が増加したことから、感染症への対応の

みならず、通常の医療においても効果を発揮している。

新型コロナウイルス感染症収束後も、効率的で質の高い地域の医療提供体制を実現していく上で医療を必要とする患者の、医療に対するアクセシビリティの確保や、患者の日常生活の情報を得ることなどによる医療の質のさらなる向上にも、オンライン診療を役立てていく必要がある。

そこで、オンライン診療等の適切な実施が推進されるよう、安全性・信頼性の確保にも留意した上で、初診からのオンライン診療の実施を早期に恒久化する必要がある。

◆実現による効果

オンライン診療等の恒久化によって、その普及が進めば、患者や医療従事者の院内感染のリスクの低減のみならず、対面診療を受けることが難しい患者の通院負担の軽減や、医師の働き方改革の面でも効果が期待できる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

4 感染拡大防止対策

【提案内容】

提出先 内閣官房

感染防止対策と社会経済活動の両立を図るため、マスク飲食実施店認証制度により認証した店舗については、時短要請の対象から除外できるようにするとともに、マスク飲食の効果について国として科学的に示すこと。

◆現状・課題

本県では、各事業所や店舗等が業種別ガイドライン等に沿って取り組む具体的な感染防止対策を「見える化」し、利用者に一覧で示すことができる「感染防止対策取組書」の取組を進めており、飲食店については、全体の約8割を超える店舗が登録している。

加えて、国から提示のあった基本的な感染防止対策4項目とともに、「マスク飲食」に着目した9項目を認証基準とした「マスク飲食実施店認証制度」を新たに立ち上げ、認証した店舗への継続的な確認（改善）を行うことで、二重三重の感染リスクの低減を図っている。

認証した店舗については、十分な感染防止対策が講じられているため、時短要請の対象から除外することを検討しているが、国との事務レベルでの調整では、マスク飲食などの感染防止対策の効果の科学的根拠などが課題であり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置下はもとより、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項による時短要請の対象から除外することも難しいと言われている。

◆実現による効果

新型コロナウイルスの感染リスクを下げるためには、基本的な感染防止対策を徹底した上で、飛沫を抑えることができるマスク飲食の実施が有効である。飲食店における感染防止対策の科学的根拠が明らかにされ、マスク飲食実施店として認証された店舗を時短要請の対象から除外できれば、飲食店にとっては感染防止対策を徹底して行う動機づけになり、結果として持続可能な営業環境を維持することができる。

(神奈川県担当課：政策局総合政策課)

5 防災・減災

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省消防庁

(1) 大規模災害が発生した際には、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の設置・運営を進めることが急務であり、感染症予防に必要な物資の備蓄や、避難先宿泊施設の借上費用など、市町村に多額の財政負担が恒常的に発生することから、必要な財源措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症対策の取組として自治体に通知した避難所における感染症対策の内容を国のガイドラインにしっかりと位置付けるとともに、感染症を意識した避難の行動や日頃の備えについての普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

地震や風水害などの災害が発生した際に、市町村が行う避難所運営において、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことが重要である。

本県では、特定非営利活動法人と防災協定を締結して、間仕切りシステムやハニカムベッドの提供・運搬体制を整備した。また、防災協定により市町村が、旅館やホテルを、避難所として確保できる仕組みを構築するなど市町村の避難所確保の取組を支援しているが、感染症予防に必要な物資の備蓄や、避難先宿泊施設の借上により、市町村に多額の財政負担が恒常的に発生する。

さらに、本県では、国通知等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインを作成し、市町村が行う避難所運営を支援しているが、国ガイドラインは、平成28年作成以降、改定されておらず、新型コロナウイルス感染症対策が反映されていない。

◆実現による効果

避難所における新型コロナウイルス感染症対策の充実強化が図られる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

(2) 大規模災害における避難時に、感染の拡大を防止するためには、避難所の運営主体である基礎自治体が自宅療養中の陽性者や疑似症の者（PCR検査結果待ちの者）の居住地情報と災害危険区域との照合結果を事前に把握しておくことが必須であるが、現行制度では保健所設置市以外の市町村においては把握することが困難であることから、早急に法制度も含めた仕組みを構築すること。

◆現状・課題

平時は市町村に個人情報を含まない自宅療養者の情報（地番や人数等）を提供し、発災時や発災が見込まれる場合は、個人情報を含む自宅療養者の情報を保健所設置市以外の市町村に提供しているほか、市町村から個別に申請があった場合は、個人情報を提供している。また、個人情報の提供については、保健師による体調の聞き取りの際に、個人情報提供の可否についてヒアリングを実施しており、疑似症や濃厚接触者のデータは提供していない。

また、新型コロナウイルス感染症に感染しているという情報は、要配慮個人情報に該当するため、条例上、収集等ができない自治体があり、解釈で対応している。また、疑似症や濃

厚接触者の情報は感染症法上で都道府県が収集する情報ではないため、法や条例に基づく収集及び提供が行えていない。

◆実現による効果

法制度が構築されることにより、各自治体の条例に基づく解釈ごとに判断している情報の扱いを統一することができ、適切な情報共有が可能になる。

また、疑似症や濃厚接触者の情報提供が条例の解釈では対応できていないため、法制度の構築により対応ができるようになる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

6 福祉

【提案内容】

提出先 厚生労働省

(1) 高齢・障害福祉施設等について、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のために講じる、これまでにない様々な感染防止対策に対し、報酬において十分な評価を行い、各施設等の感染防止対策の取組を推進する恒久的な仕組みを構築すること。

◆現状・課題

現在、高齢・障害福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、職員の毎日の健康管理や利用者の面会禁止、3密を避けるためのサービス提供、感染疑い者発生時の隔離等の徹底など、これまでにない様々な感染防止対策を講じた上でサービス提供に当たっている。

令和3年度からの介護報酬改定では、業務継続計画（B C P）策定等の感染症対策が全事業所に義務付けられるとともに報酬が+0.7%の増となったものの、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（基本報酬に0.1%上乗せ）は令和3年9月末までとされ、恒久的な評価とはなっていない。未だ収束が見込めない中、時限措置ではない継続的な支援が必要である。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響による減収や追加で要する費用の発生によって、経常収支が悪化する高齢・障害福祉施設等における事業の安定実施につながる。

感染症対策への評価を充実させることにより、新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後、未知の感染症が発生した場合にも感染拡大防止を図ることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、障害サービス課)

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯が介護保険料や介護サービス利用料の自己負担分の支払いが困難になるのを防ぐため、保険者（市町村）が介護保険料やサービス利用料の減免を実施した場合には、国において減免額の全額を財政支援すること。

◆現状・課題

無年金又は低年金者の場合、介護保険料や介護サービス利用料は、家族が支払っている場合があるが、その家族がコロナ禍による収入減少のため、支払いが困難になっている。こうした中で、保険者（市町村）が介護保険料や介護サービス利用料の減免を実施するためには、国からの財政支援が不可欠であり、介護保険料の減免に対しては令和2年度は全額の財

政支援があったが、令和3年度の財政支援は減免額の一部に留まっており、また、利用料の減免には国の財政支援はない。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯の負担軽減や介護サービスの利用控えを防止することで、利用者が安心して介護サービスを利用できるようになるとともに、介護サービス事業者への支援及び保険者の介護保険財政の安定につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

- (3) 児童養護施設等や、保育所・放課後児童クラブ等の就業者の子どもを預かる施設に対して、感染予防対策を講じるための人件費等について全額国庫負担とするなど十分な支援を行うとともに、介護・障害分野と同等の慰労金（危険手当）を支給すること。

◆現状・課題

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援において、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金などが補助メニューとされ、費用の1／2または1／3については、地方創生臨時交付金の対象になっているものの、全額国庫負担となっておらず、県負担が生じている。

また、介護・障害分野と同等の慰労金については予算措置されていない。

◆実現による効果

社会生活を維持する上で必要となる保育所・放課後児童クラブ等における感染症対策が更に充実するとともに、保育現場の負担軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課、次世代育成課)

7 産業・労働

【提案内容】

提出先 内閣府、経済産業省、厚生労働省

- (1) 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う事業者への影響を踏まえ、持続化給付金等の再度の支給、上限額の引上げ、減収要件の緩和を検討すること。

また、国の持続化補助金等の支援制度について、補助要件の緩和とともに、補助対象の拡大を検討すること。

加えて、中小企業の感染症対策や経済回復に向けた支援等を県が実施するために十分な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の措置をすること。

◆現状・課題

<持続化給付金の再支給等について>

1年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、休業・時短要請の対象となった業種はもとより、観光・宿泊・交通関連の事業者や農林水産業をはじめ、幅広い業種の事業者に深刻な影響が顕著となっていることから、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引き上げ、さらに、一時支援金や月次支援金等の支給要件緩和等による事業者への財政的支援が引き続き求められている。

また、国の（小規模事業者）持続化補助金は、補助対象者が「小規模事業者支援法」に規定する小規模事業者（常時使用する従業員が、「商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）」は5人以下、サービス業のうち「宿泊業・娯楽業」、「製造業」「その他」は20人以下）に限定されている。

加えて、補助対象経費も、「チラシの作成」や「オンライン化ツールの導入」といった販路開拓の取組に要する経費に限られており、アクリル板やサーチュレーターの設置などの「感染症対策」のみでは活用できないため、支援を必要とする事業者のニーズをカバーしきれていない。

<十分な財源措置について>

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化やそれに伴う深刻な影響を受けている事業者に対し、国の施策を補完する県独自の感染対策や地域の実情に応じた地域経済への支援を継続的に講じることが求められているが、そのための十分な財源措置がされていない。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大長期化に伴う影響を受けている事業者に対し、国が持続化給付金等の再度の支給や持続化補助金等の支援制度に係る補助要件の緩和等を実施することで幅広い支援を行うことができる。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

- (2) これまで融資や補助金で事業を継続してきた中小企業に対し、業態転換の必要性など、今後の事業展開に向けた経営相談を広く実施していく必要があるため、**相談員の増員など、相談体制の充実に対する支援策を講じること。**

◆現状・課題

無利子融資などの資金繰り支援を受けた中小企業は、業績が回復しないまま融資の返済が始まると、事業の継続が困難となる。無利子融資では、多くの中小企業が据置期間を1年以内と設定しており、事業継続のためには、返済に備え、この期間中に「稼ぐ力」をつけることが求められる。

国は、令和2年度補正予算において、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業」として114億円（一次補正20億円、二次補正94億円）を措置し、よろず支援拠点の専門家や、商工会・商工会議所の経営指導員等の増員を図るなど、コロナ禍における中小企業の支援体制を強化したものの、中小企業への支援はこの1年が山場であり、このタイミングで、より手厚い、中小企業に寄り添った経営相談等を行う必要がある。

◆実現による効果

よろず支援拠点や商工会・商工会議所等の様々な支援機関が連携して、多くの事業者からの相談にきめ細かく対応することで、中小企業の事業継続を後押しすることができる。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

(3) 雇用調整助成金の特例措置及び休業支援金・給付金の対象期間の更なる延長を図ること。

また、特に休業支援金・給付金については、更なる周知を図ること。

◆現状・課題

雇用調整助成金の特例措置及び休業支援金の対象期間については、緊急事態宣言が解除された時点では解除の翌月末までとされていたが、その後、延長された。

しかし、今後、需要や消費の回復には相当の期間を要するとの見方もあり、雇用に対する影響も懸念され、休業支援金・給付金については、十分活用されていないとの指摘もあることから、マスメディアの活用など様々な媒体を通じ、普及・啓発を行うことで、利用促進を図る必要がある。

◆実現による効果

雇用調整助成金の特例措置及び休業支援金の対象期間を更に延長することで、需要や消費が一定程度に回復するまで、雇用への影響を軽減し、失業者の増加を抑止するとともに、シフト減を含む休業に対する支援により生活困難に陥る者の救済を図ることができる。

(神奈川県担当課：産業労働局雇用労政課)

8 教育

【提案内容】

提出先 文部科学省

新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たないことから、児童・生徒の学びの保障に向けて、引き続き学校における感染症対策の徹底や教育活動の充実に向けた取組に対する十分な財政措置を行うこと。

特に、義務教育段階で一人一台のICT端末が措置されたことを受け、高等学校段階においてもその環境の継続を実現できるよう、必要な財政措置を行うこと。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症に対応するため、学校においてはオンライン授業の実施や消毒作業を引き続き実施しており、未だ収束が見込めない中、継続的な支援が求められる。

また、本県の県立高等学校においては、BYODによる一人一台の環境を実現しているが、多くの生徒が使用するスマートフォンは、画面の大きさなどの点で国の示す学習者用コンピュータの標準仕様を満たしていない。今後、義務教育段階で一人一台端末の環境で学んだ生徒が入学してくる中、高校段階における同様の環境を提供することができない状況である。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症へ適切な対応を行いつつ、ICT機器の整備を進めオンライン授業の実施環境を整えることで、生徒の安全・安心と義務教育段階から引き続いての学びの保障の両立ができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課、教育局高校教育課)

II 地方税財政制度

2 地方税財政制度の改革

1 地方の仕事量に見合った安定的な税財源の確保

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

地方の仕事量に見合った安定的な税財源を確保すること。そのために、消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲、法人事業税における外形標準課税の拡充などにより、**税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税財源の充実強化**を図ること。

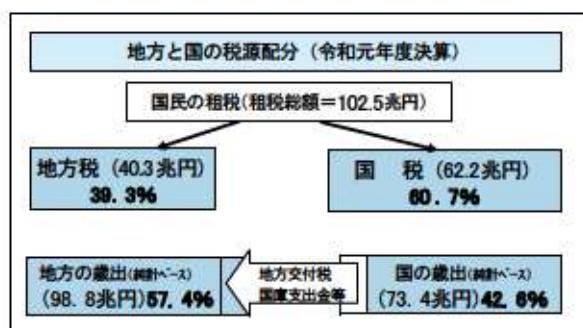
◆現状・課題

地方と国の歳出規模（地方6：国4）と税収（地方4：国6）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、税収が大幅に減収したことを踏まえれば、景気の影響に左右されにくい安定的な税収構造の構築が必要である。

◆実現による効果

税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税財源の充実強化を図ることにより、地方自治体が、景気の低迷など様々な状況の変化にも的確に対応することや、地域の実情に即した施策を自主的・自立的に行うことが可能となる。



(神奈川県担当課：総務局税制企画課)

2 地方一般財源総額の確保・充実

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が懸念される中、地方が責任をもって、地方の実情に沿った行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な**地方一般財源総額を確保・充実**すること。

特に、地方の固有財源である**地方交付税**については、法定率の引上げを含む更なる見直しにより、総額を確保すること。

◆現状・課題

近年、国の予算総額は社会保障関係費の増などにより増加傾向にあるが、一方、地方財政計画の歳出総額は過去のピーク時からほとんど増加しておらず、地方は増加する社会保障関係費の財源を給与関係経費や投資的経費の削減により捻出している。さらには、新型コロナウイルス感染症の影響は長期化が懸念されることから、地方財政計画に地方の財政需要を的確に積み上げ、地方一般財源総額を確保するだけでなく、充実させる必要がある。

◆実現による効果

地方一般財源総額の確保・充実により、地方自治体は安定的な財政運営を行うことができる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

3 臨時財政対策債の廃止・縮減

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから、速やかに廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すること。

また、それまでの間、財政力の高い団体に対し、多く配分されている算定方法の更なる見直しを行うとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

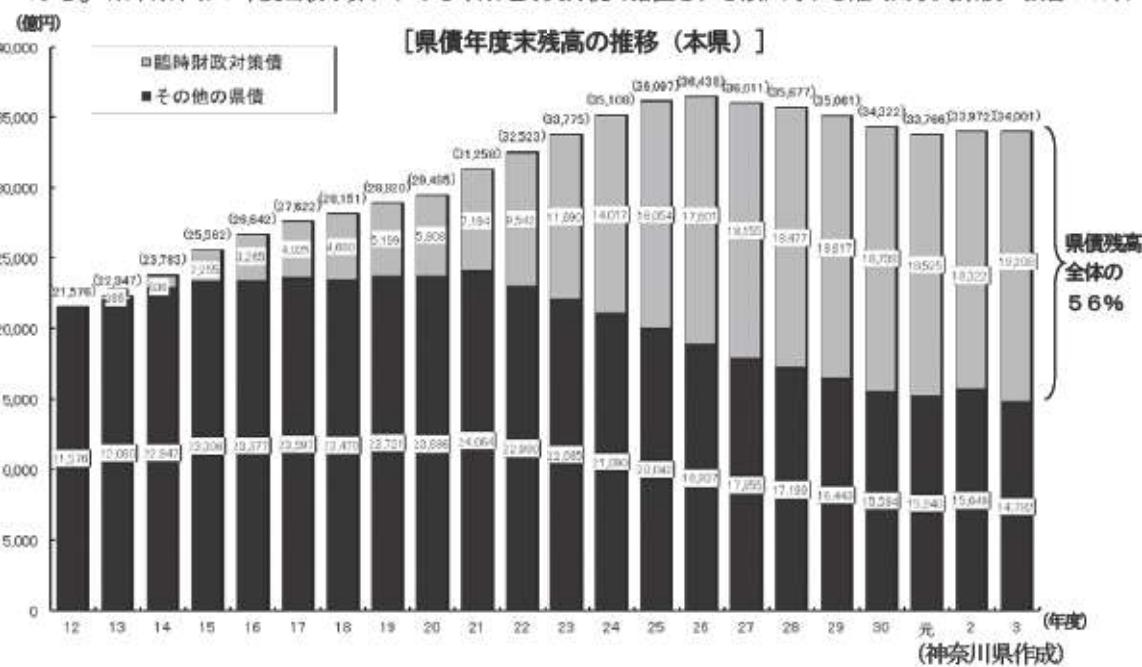
さらに、既往の臨時財政対策債の元利償還金について、償還財源を確実に別枠として確保すること。

◆現状・課題

本県では臨時財政対策債を除く県債残高は、長年の発行抑制の取組から減少に転じていたが、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を補うための減収補填債等の発行により、令和2年度は6年ぶりに再度増加に転じている。さらに、臨時財政対策債の残高についても3年度の大量発行により増加に転じ、引き続き県債残高の半分を超える財政の硬直化をまねいている。

また、臨時財政対策債は、財政力指数の高い団体に多く配分※されている。加えて、政令市を抱える団体の場合、県費負担教職員制度の見直し後、財政規模に対する残高の割合が高まっている。

さらに、地方財政計画では既往の臨時財政対策債の元利償還金については新たな臨時財政対策債の発行により行っていることから、償還財源を確実に別枠で財源措置を講じる必要がある。※本県令和3年度当初予算における本来地方交付税で措置される額に対する臨時財政対策債の割合：63%



◆実現による効果

臨時財政対策債の廃止や算定方法の見直しにより、臨時財政対策債の新規発行が抑制され、県債残高の減少及び公債費負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

4 地方創生推進交付金

【提案内容】

提出先 内閣府

地方創生推進交付金については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、**実施計画の1年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、運用について引き続き、柔軟かつ弾力的に対応すること。**

◆現状・課題

昨年度の申請時において、特例として実施計画の1年延長等が認められたところであるが、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、同様の措置の継続が必要である。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響に応じて、柔軟な計画の立案が可能となる。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

III　DXの推進

3 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

1 自治体におけるDX推進のための支援及び財政措置

【提案内容】

提出先 総務省

「自治体DX推進計画」（令和2年12月25日策定）において掲げられた取組事項について、各自治体が計画的に推進できるよう、国が行うとしている支援策を着実に実行するとともに、各自治体の対応に必要な事業費等に対する財政措置を行うこと。

◆現状・課題

国は「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」において示すDX推進のため、各自治体に対し推進体制を構築するとともに、重点取組事項に係る目標時期や国の動向(標準仕様策定等)を踏まえ、工程表の策定等による計画的な取組を求めている。

また、本計画において、国は「自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項」として、「地域社会のデジタル化」「デジタルデバイド対策」を掲げ、社会全体のデジタル化を進めるに当たり、人に優しいデジタル化を求めているが、その実現のためには、生活者目線で「不便・不満・不安・困りごと」を解消する、デジタルを通して人々が温かさや優しさを感じることができる体験「デジタル・エクスペリエンス」の推進が重要である。

さらに、本計画に基づく各自治体のDX推進に当たっては、国と都道府県が連携した外部人材確保の仕組みの構築、重点取組事項に取り組むための標準的な手順となる「自治体DX推進手順書」の提示(2021年夏を目指す)、必要な事業費に対する財政措置等の国の支援策が示されており、これらが着実に実行されることが必要である。

◆実現による効果

計画に示された支援策を着実に実行し、国が主導的な役割を果たすことにより、自治体が計画的にDXを推進できる。また、デジタル・エクスペリエンスにより、DXが社会全体に浸透して人々の価値観や生活が変わり、感染症対策や災害対策、デジタルデバイドの解消など、様々な社会的課題の解決や経済成長が期待できる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室、政策局いのち・未来戦略本部室)

2 デジタル人材の確保・育成

【提案内容】

提出先 総務省

DX推進における外部人材の確保支援の仕組みについて、国はデジタル庁・企業の協力のもと、都道府県へ人材を紹介するとしており、都道府県は市町村のニーズを把握し、この外部人材とのマッチングに必要な調整を行うとしているが、その具体的な仕組みを早急に都道府県や市町村に示すこと。

また、国において、高度な知識を有している外部のデジタル人材の掘り起しを速やかに行い、データベースを構築し、提供すること。

◆現状・課題

自治体DX推進計画で示されている国、都道府県による市町村の外部人材確保支援の仕組みについては、詳細は関係者間で要調整となっている。また、高度な知識を有している外部のデジタル人材の掘り起し、確保を都道府県が独自にそれぞれ行っていくことは困難である。

◆実現による効果

高度な知識を有するデジタル人材がデータベースにより情報提供されることにより、自治体がDXを推進するための体制を整備することができる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

3 自治体の行政手続のオンライン化

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省

自治体の行政手続のオンライン化について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立のため、行政手続の書面・対面規制の観点からオンライン化されていない手続について早期にオンライン化に取り組む必要があることから、各自治体が運営する電子申請システムの運用や改修に係る経費に対して、必要となる経費に応じた補助事業を設置して財政支援を行うこと。

また、行政手続のオンライン化推進の障壁となっている本人確認の手法として、マイナンバーカードの機能により付与された電子署名を検証することにより、非常に高い信用度でオンラインによる「身元確認」ができることから、マイナンバーカードを早急に普及させること。

◆現状・課題

「自治体DX推進計画」では、各自治体が行政手続のオンライン化を進める場合に原則としてマイナポータルの基盤を活用することになっており、各自治体が整備した既設の電子申請システムによる対応も可能とされている。しかし、各自治体が運営する電子申請システムの運用や改修に係る経費に対しては国の財政支援が必要である。

また、行政手続のオンライン化を着実に進めるため、その障壁のひとつである押印の廃止に取り組んでいるが、厳格な本人確認が求められる手続にはマイナンバーカードによる電子署名が必要となるが、マイナンバーカードの普及が進んでいない状況において、マイナンバーカードの機能が有効に活用できていない。

◆実現による効果

必要な財政措置とマイナンバーカードの普及により、行政手続のオンライン化を促進することで、県民の利便性を向上させるとともに、対面での業務を前提としない、「新たな生活様式」に基づく働き方を推進することができる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

4 自治体のAI・RPAの利用促進

【提案内容】

提出先 総務省

各自治体が2021年度にAI・RPAを導入する経費については、地方交付税による財政措置を行うこととしているが、交付税措置ではなく必要となる経費に応じた補助事業を設置し、継続的に財政支援を行うこと。

◆現状・課題

各自治体のAI・RPAの利用促進に当たっては、2021年度のAI・RPA導入に関する経費について特別交付税（措置率0.3）措置となっているが、各自治体がAI・RPAを積極的に導入していく上で十分な財政措置ではない。

また、導入後も運用経費など必要な経費が発生することから、これらについても財政措置が講じられなければ、各自治体でのAI・RPA導入は進まない。

◆実現による効果

AIやRPA等の技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことができる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

IV エネルギー・環境

4 分散型エネルギー・システムの構築

1 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、財務省、国土交通省

- (1) 再生可能エネルギーの主力電源化を図るとともに、災害時も停電のない暮らしを実現するため、建築物省エネ法において、消費性能基準適合義務化を順次拡大し、適合義務を課した建築物については太陽光発電等の創エネ設備の設置を義務づけること。

◆現状・課題

現在、大規模及び中規模の非住宅を新築・増改築する場合は、エネルギー消費量をエネルギー消費性能基準に適合させることが義務付けられているが、それ以外の建築物には義務付けされていない。また、建築物への太陽光発電等の再生可能エネルギー・コーチェネレーションなどの創エネ設備の設置は、義務付けされていないことから、現状、一部の建築物への導入に留まっている。

そこで、消費性能基準適合義務化を、大規模及び中規模の住宅や、小規模の住宅及び非住宅にも、順次拡大し、その上で、適合義務を課した建築物については創エネ設備の設置を義務付けるよう、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律などの関係法令を改正する必要がある。

(参考) 改正建築物省エネ法の概要（新築の場合）、2021年4月施行

		〔提案内容〕	
	非住宅	住宅	
大規模建築物（2,000 m ² 以上）	適合義務	届出義務	⇒
中規模建築物（300 m ² 以上 2,000 m ² 未満）			再エネ等義務化
小規模建築物（300 m ² 未満）		説明義務*	適合義務化の順次拡大 ↓ 再エネ等義務化

* 設計に際し、建築士から建築主に書面で省エネ基準への適合等の説明を行うことが必要

◆実現による効果

建築物への再生可能エネルギー等の導入拡大が促進され、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が促進される。

（神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課）

- (2) 既存住宅において、自家消費型の太陽光発電設備や家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した際には、所得税額等を控除する措置を講じること。

◆現状・課題

住宅新築時及び既存住宅の省エネ改修時における太陽光発電の導入に対しては、所得税の特別税額控除が認められているが、既存住宅に太陽光発電のみを導入する際には、優遇措置は講じられていない。

そこで、新築時や省エネ改修時と同様に、一次エネルギー消費量の削減効果がある自家消費型の太陽光発電を導入する場合にも、費用の一定割合について、所得税額等から控除する措置を講じることが必要である。また、家庭用燃料電池（エネファーム）についても、同様の効果があることから、同等の措置を講じることが必要である。

◆実現による効果

既存住宅への自家消費型の太陽光発電等の導入が進むとともに、災害時も停電のないくらいの実現や再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が促進される。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

(3) 一般送配電事業者が有する固定価格買取制度を利用しない再生可能エネルギー等の設備容量の情報及びハウスメーカー等が有するZEH及びZEBの建築実績の情報を集約し、開示すること。

◆現状・課題

再生可能エネルギー等の導入状況を正確に把握することは、地方自治体がエネルギー政策を進める上で不可欠であるが、現在、固定価格買取制度を利用しない太陽光発電や、コーポレーション、燃料電池の設備容量の情報は、一般送配電事業者からは開示されていない。

また、国の補助やB E L S（建築物省エネルギー性能表示制度）認証を受けていないZEHやZEBの建築実績の情報は、ハウスメーカー等から開示されていない。

そのため、これらの情報を国において集約し、開示する仕組みづくりが必要である。

◆実現による効果

地方自治体がエネルギー政策を進める上で必要な情報が開示され、精度の高い検証が可能となり、効果的な施策の推進につながる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

2 水素社会の実現に向けた取組の促進

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

水素社会の実現に向け、水素ステーションの整備促進など、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を踏まえた、水素利用拡大のための取組を推進すること。

◆現状・課題

水素ステーションについては、日本水素ステーションネットワーク合同会社（J H y M）が整備を進めているものの、燃料電池自動車（F C V）ユーザーの利便に供する最適な配置には時間を要している。

また、国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、その中で水素は発電・輸送・産業など幅広い分野での活用が期待されているが、水素の利用拡大に向けては、規制緩和や財政的支援を充実させていく必要がある。

◆実現による効果

水素ステーションの整備促進などにより、水素の利用拡大が図られる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

5 脱炭素社会の実現

1 2050年脱炭素社会の実現に向けた取組の強化

【提案内容】

提出先 経済産業省、環境省

国として、イノベーションの早期実現や石炭火力発電の在り方を含め、2050年脱炭素社会の実現に向けた具体的な道筋、取組内容等を示すこと。

◆現状・課題

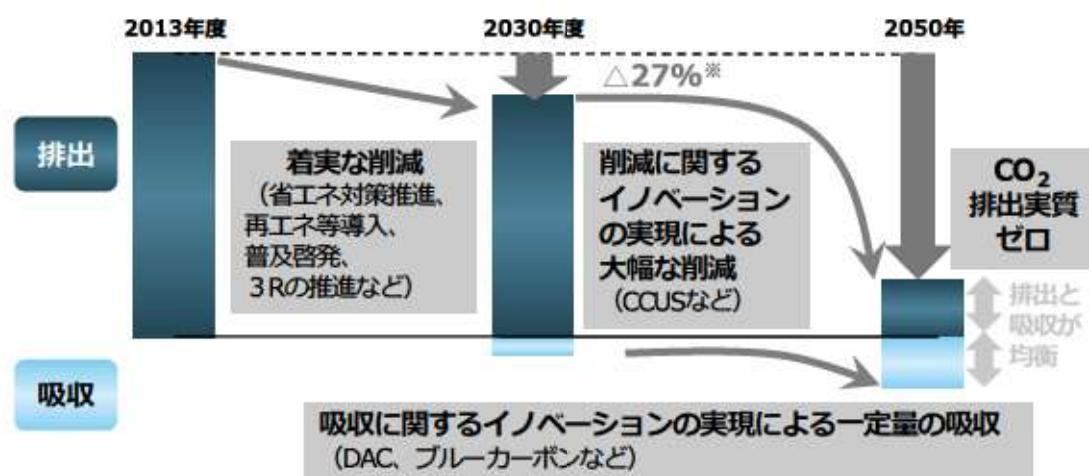
国は昨年10月、「2050年脱炭素社会の実現」を目指すことを表明した。その後、新たに「グリーン成長戦略」の策定や「地球温暖化対策推進法」の改正を進めるなど、脱炭素社会の実現に向けた方向性を示したが、その達成に向けた具体的な道筋や取組内容、将来像は示されていない。

また、国は、イノベーション（革新的技術）の早期実現について、二酸化炭素の回収・再利用・貯留（CCUS）などのイノベーション創出に向けた研究等を開始したが、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速するため、引き続き企業等への支援を進めるとともに、自治体等との連携や役割分担等を示し、各主体と連携して取り組むことが必要である。

また、石炭火力発電については、抜本的に政策を転換することを表明しているが、現時点では、エネルギー基本計画における電源構成の達成に向けた削減の方向性が示されているだけであり、今後の脱炭素化に向け、電源構成全体を検討する中で、イノベーションに過度に依存せず、明確な道筋等を示す必要がある。

◆実現による効果

イノベーションの早期実現や石炭火力発電の在り方を含めた具体的な道筋を示し、自治体等の役割や取組を明確化することにより、2050年脱炭素社会の実現に向け、国と自治体や企業等が一体となった取組が推進できる。



*神奈川県地球温暖化対策計画における2013年度比の削減目標。（国の目標は2013年度比△26%）

(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課)

6 資源循環の推進

1 プラごみゼロに向けた取組の推進

【提案内容】

提出先 経済産業省、環境省

2022年度施行予定のプラスチック資源循環促進法により、家庭から排出されるプラごみを一括回収することとなるが、分別収集を担う市町村への財政支援や、回収したプラごみのリサイクル先の確保について特段の措置を講じること。

また、「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の補助率を10割に復元するとともに、内陸域・河川のごみについても、海洋ごみ対策と同等の支援策を講じること。

◆現状・課題

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラごみが、陸上から海洋へ流出していると推計されており、SDGsを進める本県では、2018年9月に発表した「かながわプラスチック資源循環促進法」の具体的な推進方策として、2020年3月にアクションプログラムを策定し、「ワンウェイプラスチックの削減」「プラスチックの再生利用」「クリーン活動の拡大等」の3本柱により、リサイクルされない廃棄されるプラスチックゼロに向けた取組を進めている。

今般、国が2022年度施行予定のプラスチック資源循環促進法において、家庭から出るプラスチックを一括回収することとなるが、市町村では、分別収集体制の変更や住民への周知等の新たな負担が生じるほか、収集量の増加による処理費用の増加も懸念されることから、これまで以上に市町村に対する財政支援が必要である。

さらに、プラスチックの輸出規制の強化や、国内での重要な受け皿となっている製鉄所の休廃止が相次ぎ報じられる中で、プラスチック発電などの熱回収をリサイクル先の対象に含めることや、化学原料へのリサイクル施設の整備を支援するなど、市町村が分別収集したプラスチックが行き場を失うことのないよう、国が責任をもって対応する必要がある。

また、海岸漂着物対策の支援について、本県では、海岸漂着ごみ対策を進めているが、国の海岸漂着物地域対策推進事業（地域環境保全対策費補助金）の補助率が、当初の10/10から7/10に引き下げられたことや、近年の人件費の上昇などにより、従前の予算規模では清掃委託先の確保が困難になるなどの支障が生じている。

加えて、内陸域・河川においても、民間団体等との連携のもと、様々な対策に取り組んでいるが、自主的なボランティア活動に依存しているのが現状であり、自治会・町内会、NPO法人をはじめとする活動団体からは、支援を求める声が上がっている。

そこで、令和元年11月に開催された九都県市首脳会議において、国に「海洋プラスチックごみ対策の推進について」により同趣旨の要望をしたところであるが、将来に向けて陸域から海洋へのプラスチックの流失に歯止めをかけるためには、海岸はもとより内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についても、十分な支援が必要である。

◆実現による効果

プラスチックの再生利用等により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の実現に寄与する。また、海洋プラスチックごみの減少により、海の豊かさを守ることに寄与する。

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環推進課)

V 安全・安心

7 防災・減災、国土強靭化対策の推進

1 土木施設の防災・減災、国土強靭化の取組の強力な推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、財務省、国土交通省

近年、激甚化・頻発化している自然災害による被害の防止・最小化を図るため、インフラの機能強化や、災害時に命を守るための体制強化等、5か年加速化対策に基づき、防災・減災、国土強靭化の取組を引き続き、強力に推進していく必要があることから、十分な支援を行うこと。

また、対策に必要となる予算は、補正予算ではなく、当初予算において別枠で確実に確保すること。

◆現状・課題

近年、全国各地で甚大な水害、土砂災害、大規模地震が頻発している。令和元年の台風第15号や第19号では、本県でも記録的な暴風や大雨をもたらし、県内全域にわたって甚大な被害を発生させた。また、地球温暖化等の気候変動により、今後、更に異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されている。特に本県は、首都圏に位置し、人口、資産、交通網等が集積しており、ひとたび発災すると被害の影響が大きいことから、自然災害への備えを加速させることが急務となっている。

国においては、平成30年度に「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を決定し、本県を含め全国が一丸となって強靭化対策に取り組んできた。

さらに、令和2年12月に「5か年加速化対策」を決定し、令和7年度までの5か年で防災・減災、国土強靭化の取組の加速化・深化を図ることとしている。

これを受け、本県では、令和2年2月に近年の水害における課題や教訓を踏まえた「神奈川県水防災戦略」を定め、河川、道路、砂防、海岸及び下水道といった土木施設の防災・減災、国土強靭化対策を強力、かつ、重点的に取り組んでおり、期待された成果が表れているところである。

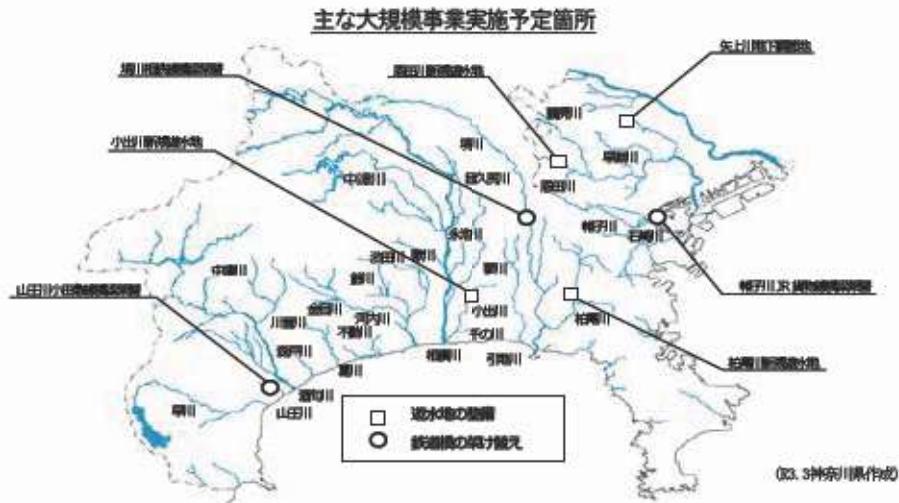
加えて、令和3年度は、「水防災戦略」の計画額を上回る予算措置を行い、取組をより一層強力に推進することとした。

こうしたことから、今後、本県における取組を推進していくためには、「5か年加速化対策」に基づく十分な予算措置を含めた国の支援が不可欠である。

【河川】

本県では、「3か年緊急対策」による河川のハード・ソフト対策を集中的に推進しており、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性が軽減されるなど、一定の効果が表れているが、近年、風水害が激甚化・頻発化する中、更なる水害への対応力の強化に向けて、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を速やかに進め、水害対策を加速させる必要がある。ハード対策としては、遊水地の整備や河川の拡幅に伴う鉄道橋の架け替えなどの大規模事業等をより強力に進めていくとともに、被害の防止・最小化を図るために、堆積土砂の掘削や樹木伐採に着実に取り組んでいく必要がある。また、ソフト対策としては、引き続き市町村等の要請を踏まえ、円滑な避難のために、水位計や河川監視カメラの増設などを進める必要がある。

こうした対策の推進には、「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援が不可欠である。



【道路】

道路は、国民経済・生活を支える基幹的なインフラであり、大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないためにには、県内の道路ネットワークの被害を最小限にとどめ早期に復旧させるための対策が求められている。

このような中、本県では、国が策定した「3か年緊急対策」により、緊急輸送道路における土砂崩落対策などの整備を進め、一定の効果が発現されているが、令和元年の台風第19号では、道路法面の大規模な崩落による甚大な被害が発生するなど、県民生活に支障が生じたことから、道路の防災対策を早急かつ強力に進める必要がある。

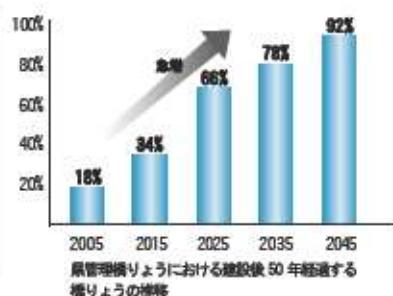
そこで、新たに追加された「5か年加速化対策」を活用し、高速道路や国道における道路施設の防災・減災対策などを強力に推進するとともに、本県及び市町村が進めている橋りょうの耐震、道路斜面の土砂崩落、道路ネットワークの機能強化、道路施設の老朽化などの対策への十分な予算措置を含めた継続的な国の支援が必要不可欠である。



橋りょうの耐震化（相模川 座第橋）



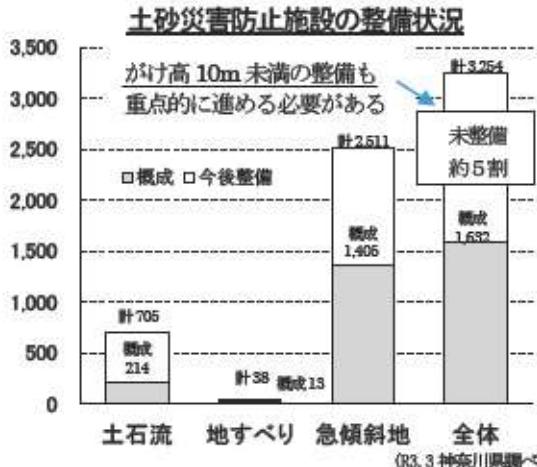
道路ネットワークの機能強化（三浦縦貫道路二期）



【砂防】

本県では、「3か年緊急対策」により、砂防堰堤等の施設整備や土砂災害警戒区域等の指定を集中的に進めており、土砂災害対策に一定の効果が表れているが、近年、激甚化・頻発化する土砂災害への対応力の強化に向けて、更なる取組を加速させる必要がある。このため、ハード対策として、本県が単独事業として進めているだけ高10m未満の整備も重点的に取り組む必要がある。また、予防保全型の既存施設の維持管理に係る長寿命化対策に着実に取り組む必要もある。一方、ソフト対策としては、土砂災害警戒区域等の抽出精度向上や宅地開発等を踏まえた計画的な見直しが必要である。

こうした対策の推進には、「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援とともに、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の緩和など、制度の拡充が不可欠である。



急傾斜地における宅地開発状況
(土砂災害警戒区域等の見直しが必要となる)

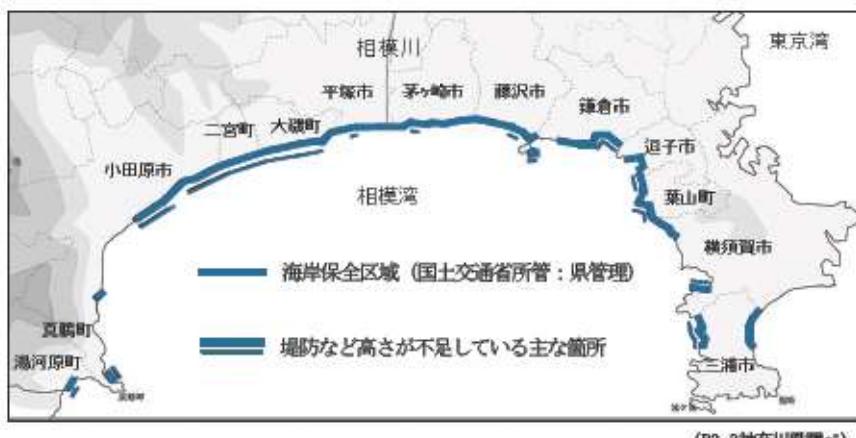
【海岸】

本県では、発生頻度の高い津波や高潮などに対応したハード対策として、基本的な方向性を示した海岸保全基本計画を策定し、整備を進めているが、堤防などの高さが不足している延長は、全体約50キロメートルのうち約4割に相当する。

こうした中、国が策定した「3か年緊急対策」により、これまで度々、越波が発生した葉山海岸など2海岸において、事業を大幅に進捗させてきたが、その他の海岸でも、近年の強大な台風の高波によって、家屋等に被害が発生しているため、「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援が不可欠である。

また、ソフト対策として、最大クラスの津波・高潮に対して、県による津波災害警戒区域や高潮浸水想定区域の指定、及び市町によるハザードマップの作成など警戒避難体制の強化を図るために、国の支援が不可欠である。

海岸保全区域における要整備箇所



【下水道】

本県では、国土強靭化地域計画により、下水道施設の耐震化及びネットワーク化に重点的に取り組んでおり、国が策定した「3か年緊急対策」により、耐震化事業を着実に進めてきた。

下水道は、「衛生インフラ」として県民のいのちを守るために継続が求められるエッセンシャルワークであり、大規模な自然災害の際も処理場の機能を継続するため、下水を取り込み、処理、消毒、放流に係る主要施設の耐震化を、更に加速化させる必要がある。

また、県内市町村では、主要施設の耐震化に加えて、近年激甚化・頻発化する風水害への対応として、流域治水の考え方の下、下水道における内水浸水対策の強化が求められる。

これらの対策を進めるためには、「5か年加速化対策」による十分な国の支援が不可欠である。



下水道における内水浸水対策
(雨水貯留槽(ホール工法)による対策実例)



◆実現による効果

ハード・ソフトの両面から対策を推進することにより、自然災害から「県民のいのち」を守るとともに、県土の災害対応力の強化が図られる。

(神奈川県担当課：県土整備局道路管理課、河川課、砂防海岸課、下水道課)

2 風水害対策の支援強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省、気象庁

(1) 近年の風水害での対応と避難の状況を検証し、より効果的な気象・避難情報の伝達方法や、住民の避難意識を高める普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨など、数十年に1度と言われるような豪雨や台風などの異常気象が続く近年の気象状況等を鑑みると、大規模水害は毎年発生すると認識し、風水害対策を強化することが急務である。本県では、風水害対策を加速させるため、「水防災戦略」を策定し、「水害からの逃げ遅れゼロ」を目標の1つとしており、住民の避難意識を高めるための更なる普及啓発が必要である。

また、近年の災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正により、避難勧告と指示が一本化されるなど、新たな警戒レベルが策定されたところであり、こうした最新の仕組みについて、理解が進むよう、普及啓発の強化が必要である。

◆実現による効果

避難意識を高める普及啓発の強化により、住民が気象や避難情報について、正しく理解することで、適切な避難行動につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

(2) 改正災害対策基本法において、風水害における広域避難を進めるための規定整備が図られたことを踏まえ、国のリーダーシップによる広域避難体制の整備を進めるとともに、地域における広域避難の検討の促進が図られるよう、実現可能な広域避難に関する分かりやすいガイドラインの策定を進めるなど、広域避難対策の更なる強化に取り組むこと。

◆現状・課題

改正災害対策基本法において、災害発生前の事前協議手続や、国の非常災害対策本部の設置など、風水害における広域避難を進めるための規定が整備されたが、地域における広域避難の検討が促進されるよう、国主導による広域避難を推進する体制や役割などを明確にするとともに、広域避難を呼びかける情報発信や、移動手段の確保、要配慮者への対応など、具体的な手順、内容などを示した、わかりやすいガイドラインを国が示すべきである。

◆実現による効果

広域避難に関する具体的なガイドラインが示されることで、各自治体による広域避難対策の取組の促進につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (3) 災害救助法の適用に当たって、被災市町村間の格差が課題になるような場合、**県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準を構築すること。**

◆現状・課題

災害救助法の適用に当たっては、いわゆる4号基準による都道府県の判断による適用が可能だが、被災状況などから法適用できない市町村もあり、被災市町村間の格差や不均衡が生じることとなる。

◆実現による効果

客観的かつ弾力的な適用基準の構築により、被災者にとって公平感のある支援につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (4) 被災者の生活再建に向けた支援制度について、民間保険とのバランスも考慮し、**災害救助法の見直しや既存制度の統合も含めた抜本的な検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない救済制度を創設すること。**

◆現状・課題

被災者の生活再建への支援については、複数の法制度、交付金制度など、趣旨の異なる制度が混在しているため、被災者や被災自治体にとってわかりにくく、また、救済される被災者も限定され、自治体によって支援に格差も生じることになる。

また、みなし応急仮設が主流となっている実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、現物給付を前提とした災害救助法の抜本的な見直しが必要である。

◆実現による効果

現行制度の整理とともに、全国統一的な支援制度を構築することで被災者のすみやかな生活再建や安定した暮らしの確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

3 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

- (1) 津波災害警戒区域の指定が進むよう、財政的支援、技術的支援及び津波防災に関する普及啓発など、市町における警戒避難体制の整備に必要な各種支援を充実すること。

◆現状・課題

本県では、平成27年3月に津波浸水想定を設定、公表し、市町においても、津波ハザードマップを作成、配布するなど、県と市町が連携して津波対策を推進しているものの、警戒避難体制を一層強化するためには、津波災害警戒区域の指定をさらに進めていく必要がある。

◆実現による効果

津波災害警戒区域の指定により、基準水位の設定、指定避難施設等の整備及び避難促進施設における避難確保計画の策定等の具体的な津波対策が促進され、警戒避難体制の強化につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 津波避難施設の構造要件に係る検証について、財政的支援及び技術的支援を拡充すること。特に、許容浸水深表による新たな簡易基準が策定されたものの、市町等が詳細な検証を行う場合には、多額の財政負担が発生することから、検証を確実に実施できるよう財源措置を講じること。

◆現状・課題

東日本大震災では、津波により多くの建築物が被害を受けたことから、津波に対する建築物の構造耐力上の安全性確保が一層求められ、平成23年12月に、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」(国土交通省告示第1318号)が定められた。津波避難施設全般について、通知等により上記告示に基づき構造要件を検証することが求められていることから、津波避難施設の整備を進めるためには、検証への財政的・技術的支援が必要である。

◆実現による効果

検証が進むことにより、構造要件上の安全性が確保された津波避難施設の整備が促進され、最大クラスの津波に備えた避難場所の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

4 箱根山火山の観測体制の強化

【提案内容】

提出先 気象庁

- 箱根山火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化や、既に提供されている観測データの解析等について技術的支援を行うこと。

◆現状・課題

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年6月には、初めて噴火警戒レベルが3に引き上げられた後、噴火警戒レベルが1に引き下げられた。その後、令和元年5月に、再び噴火警戒レベルが2に引き上げられ、現在は噴火警戒レベルが1に引き下げられている。しかし、箱根は、日本でも有数の観光地であることから、住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するため、引き続き正確な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化が必要である。さらに、協定により共有されている、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データに基づく、火山活動の解析や共同研究の更なる充実強化が必要である。

◆実現による効果

本県が取り組んでいる箱根山の火山防災体制の充実により、県民や観光客の安全・安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

5 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実

【提案内容】

提出先 文部科学省、国土交通省

地震観測体制と更なる地震調査研究の充実を図ること。特に、南関東地域について、充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。

◆現状・課題

地震の発生につながる異常な現象の観測・評価に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域について、観測網及び調査研究を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

◆実現による効果

南関東地域の観測網等の整備により、相模トラフ沿いで発生する大規模地震による津波から住民が避難する時間の確保など、人的・物的被害の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

6 石油コンビナート地域の防災対策の強化

【提案内容】

提出先 総務省消防庁、経済産業省

石油コンビナート地域において、事業者による地震・津波対策や産業保安等の取組が着実に進むよう、先端技術を活用した防災対策の充実強化や人材育成の充実を図ること。

◆現状・課題

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によると、南海トラフ沿いの地域で、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%（令和3年1月13日現在）とされており、大規模地震発生の切迫性が指摘されている。

石油コンビナートは、我が国の産業や経済を支える極めて重要な基盤であることから、石油コンビナート事業者による、大規模地震発生の切迫性を踏まえた防災対策が着実に進むよう、先端技術を活用した新たな検査手法の開発、IoTやAIを活用したプラント運転・保守管理の推進、また、それらのノウハウを持った人材育成が必要である。

◆実現による効果

ドローンなど先端技術の活用により、数百ある石油タンクの中から、危険な状態にあるタンクを速やかに把握でき、優先順位をつけ、初動対応を行うことができる。さらに、IoT・AIを活用したプラントの運転・保守管理のノウハウを持った人材を育成することで、より安全なプラントの管理が可能となる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局消防保安課)

8 基地対策の推進

1 基地の整理・縮小・返還の早期実現

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

県民の平穏な生活を守り、良好な都市を整備するため、米軍基地の整理・縮小・返還を早期に実現すること。

◆現状・課題

都市化が進む人口密集地に12カ所、約1,739ha（県土の約0.72%）に及ぶ米軍基地が所在し、まちづくりへの障害など、様々な基地問題の原因となっている。

◆実現による効果

沖縄に次ぐ第二の基地県といわれる本県の基地負担が確実に軽減される。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課）

2 厚木基地の航空機騒音の軽減

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

空母艦載機移駐後の厚木基地の運用や基地周辺の騒音状況について情報提供するとともに、恒常的訓練施設を早期に確保するなど、今後、厚木基地で空母艦載機着陸訓練のような大きな騒音被害を生じさせることがないよう取り組むこと。

◆現状・課題

空母艦載機移駐後の厚木基地の運用の現状や今後の見通しについての情報が不足しており、また、硫黄島に替わる恒常的訓練施設についても、未だ確保されていない。

◆実現による効果

厚木基地の航空機騒音が軽減され、基地周辺住民の騒音被害に対する不安が解消される。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課）

3 基地周辺対策の充実強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の返還や共同使用に係る地元の意向を尊重し、十分な財政上の措置、返還財産の処分条件に係る優遇措置等を講じること。特に、厚木基地周辺においては、基地負担に見合った対策を実施すること。また、基地負担に係る国民理解を醸成し、支援策を充実強化とともに、基地と地元とのより適切な相互関係構築に向けた措置を講じること。

◆現状・課題

基地返還の際の国有地処分については、一部を除き有償処分とされ、返還後の跡地利用を進めるに当たっての地元自治体の負担が大きい。

◆実現による効果

地元住民や自治体の意向や要望を活かした、基地の跡地利用や共同使用が可能になる。基地と地元の良好な相互関係を構築することで、地元にメリットをもたらすことができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

4 基地の安全管理の強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の安全確保のため、日ごろから、基地と地元など日米関係機関で安全に関する情報を共有するとともに、火災等の事故発生時には、緊急対応や原因調査に必要な自治体職員等の迅速かつ円滑な基地立入りの実現を図るよう、早急に米側と調整すること。

◆現状・課題

平成27年8月に起きた相模総合補給廠の火災では、日ごろからの基地と地元との安全に関する情報共有や、万一の際の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りという課題が浮き彫りになった。

◆実現による効果

緊急対応や早期の原因究明、日ごろから地元の意向を生かした再発防止策の策定が可能となり、基地周辺住民の安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

5 日米地位協定の見直し

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

日米地位協定の見直しに向け早期に具体的な取組を行うこと。特に、日米合同委員会の中に地元自治体の代表者が参加する仕組みを構築すること。

また、基地の安全確保に向け、基地での事故発生後の国への速やかな調査報告に加え、基地の安全管理や事故発生後の再発防止策に自治体の意見が反映される仕組みを設けること。

◆現状・課題

日米両国政府は、基地に関する問題が発生する都度、運用改善で対応してきたが、地元自治体の声を反映する仕組みがないなど課題が多く、抜本的な改定が不可欠である。

◆実現による効果

日米地位協定改定を求める国民・県民の声に応え、基地問題に対する地元の不満を低減させ、安定した日米関係の構築に資することができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

6 災害時等における米軍との相互協力

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

災害時における地域の安全・安心の確保等に向け、国及び地方公共団体と在日米軍との間の災害対策、事前準備及び災害時における相互協力を確実に行うための仕組みの構築に関する特別協定を締結すること。また、災害時等における日米間の相互協力を推進するために必要な事項を、日米地位協定に規定すること。

なお、災害時等における相互協力について検討するに当たっては、基地の機能強化に結びつくことがないよう留意すること。

◆現状・課題

平成23年3月の東日本大震災では、米軍による大規模な救援活動が実施されるなど、災害時における米軍との相互協力は、大きな成果を上げている。一方で、現行の日米地位協定には、災害時等の相互協力の裏付けとなる規定がなく、米本土等から来援する部隊も含め、活動する米軍の地位や権限は曖昧である。また、防災訓練への米軍参加を含め、米軍と自治体との相互協力も、明確な根拠を持たず、日米双方の善意によって成り立っている。

そこで災害時等における日米間の相互協力について日米地位協定に規定を設けるとともに、その詳細について、日米両国間で特別協定を締結するなど、国家間のルールを明確にすることが必要である。

◆実現による効果

災害時等における日米間の相互協力について国家間のルールを明確にすることにより、地方自治体と米軍基地との連携を含め、いざというときに円滑かつ確実な協力を得ることができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

7 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実

【提案内容】

提出先 内閣府

原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じるとともに、事前対策の確立に必要な情報を関係自治体に提供すること。また、国の主導の下に、実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ること。

◆現状・課題

国では平成28年7月に「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」を改訂したが、具体的な防災資機材の整備については示されていない。今後も原子力艦の災害対策は、国の責任の下、実効性のある安全対策の充実を図る必要があり、安定ヨウ素剤を含めた新たな防災資機材の整備等を進めるとともに、万が一の場合に備えた防災体制の整備が必要である。

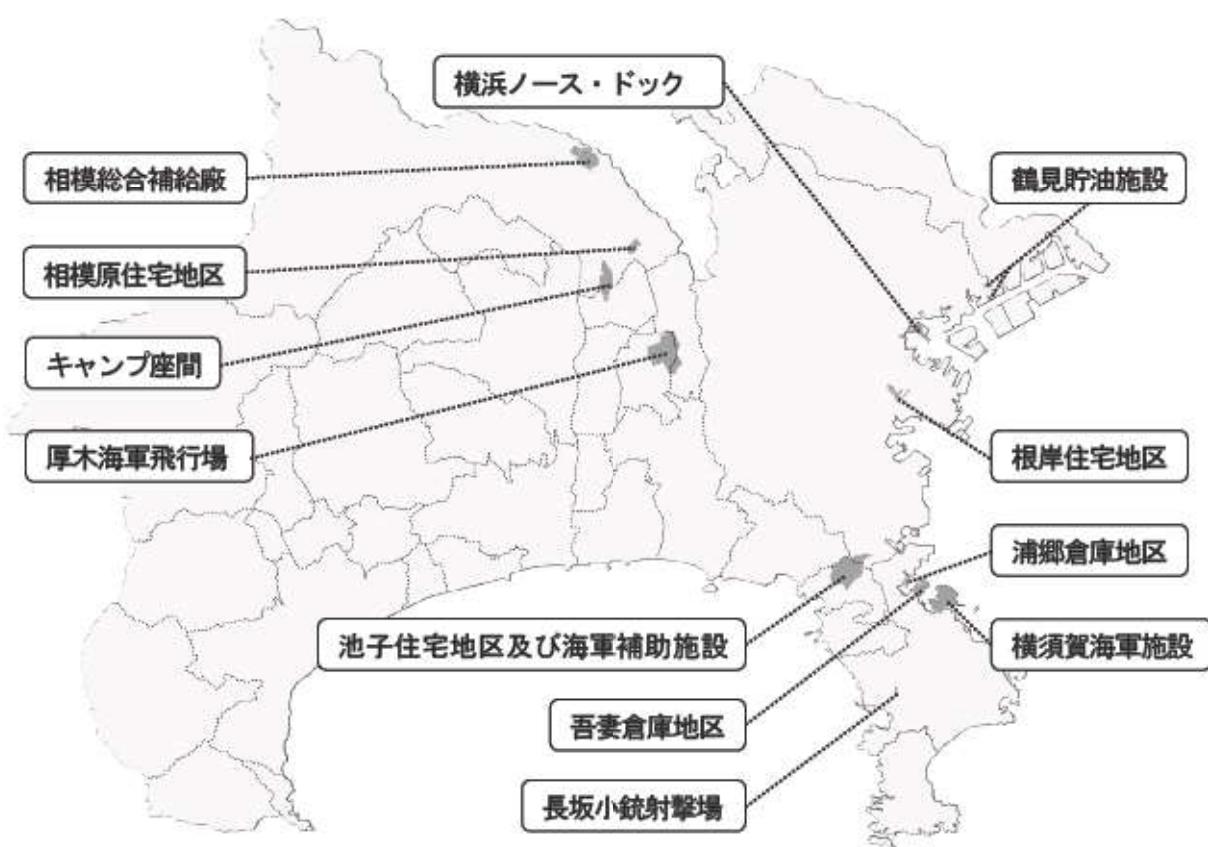
◆実現による効果

原子力艦の事故発生時における、関係機関との迅速な情報伝達・共有や初動対応が可能となり、事故や原子力災害による被害の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

[本県における米軍基地の現状]

- 都市化が進む人口密集地に12の基地が所在
- 在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間や在日米海軍司令部のある横須賀海軍施設など在日米軍の枢要な基地が所在
- キャンプ座間に米陸軍第一軍団前方司令部が設置
- 横須賀海軍施設は、原子力空母ロナルド・レーガンをはじめとする第7艦隊の主要艦船が配備
- 厚木海軍飛行場周辺で、米軍機による騒音被害が発生



(図：神奈川県作成)

VI 産業・労働

9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進

1 「未病」の考え方に基づく具体的施策の推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、厚生労働省

- (1) 健康長寿社会の実現に向けた取組を推進するため、健康・医療戦略に位置付けた「未病」の考え方をさらに推し進め、「未病コンセプト」を基軸とした国の施策を推進すること。

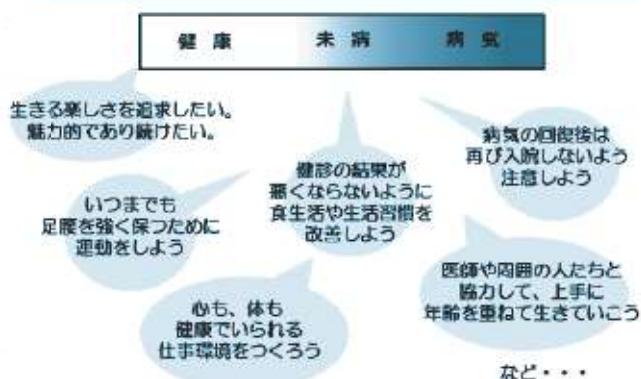
◆現状・課題

超高齢社会を乗り越えるためには、「未病コンセプト」に基づき国民一人ひとりが主体的に自分の健康状態を考えることが重要である。健康・医療戦略（第二期）では「一次予防、二次予防、三次予防」を定義付け、国の施策が計画されているが、「予防」とは「健康か病気か」を二分するモデルにおいての考え方である。本来、健康と病気とは「二分論」の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す「未病コンセプト」の下、施策を推進するべきである。国民の「未病改善」を図るために、「未病コンセプト」に基づき、国として施策を推進する必要がある。

◆実現による効果

超高齢社会においては、未病の考え方に基づく施策推進が必要である。「未病コンセプト」を基軸とした施策を推進し、特定の疾患予防にとどまらず、体全体の状態を最適化する（＝「未病改善」）ことで、持続可能な健康長寿社会の実現につながる。さらに「未病コンセプト」を基軸とした国の施策を推進することで、健康に関する様々なイメージが広がり、個人が専門家のサポートを受けながら、民間サービスを主体的に選択して生活の質を高めていくことで、「未病」に関わるサービスの市場が広がり、新たな産業分野（未病産業）の創出・拡大につながる。

「未病」の考え方方が拡げる様々なイメージ



(神奈川県担当課：政策局いのち・未来戦略本部室)

- (2) 国民一人ひとりの行動変容を促すためには、自分の現在の「未病」の状態や将来の疾病リスクを数値で見える化することが重要であることから、**国の施策において「未病指標」を活用し、「未病指標」の普及を図ること。**

◆現状・課題

国民の健康寿命延伸と新たな市場・産業の創出が求められる中、「健康長寿社会の形成に資する新産業創出」、「未病の取組を進めるための指標の構築」等が健康・医療戦略でも指摘されるなど、個人の行動変容を促す取組を支援することが喫緊の課題である。こうした課題に対処するため、個人の現在の未病の状態や将来の疾病リスクを数値で見える化（＝「未病指標」）し、個人の主体的な行動変容を促す未病改善の取組を保険者努力支援制度において評価するなど、「未病」を基軸とした具体的な施策の推進が必要である。

◆実現による効果

国が具体的な施策の中で個人、企業、自治体を含めて「未病指標」を活用することで、これまで潜在的に存在していた価値を可視化し、個人の具体的な行動変容を促すことができる。さらに、「未病指標」は商品やサービスの評価基準となるだけでなく、企業や地域における健康課題を明確にして解決に導くための重要なツールとなる。



(神奈川県担当課：政策局いのち・未来戦略本部室)

2 再生・細胞医療の実用化の促進

【提案内容】

提出先 内閣官房、経済産業省、厚生労働省、文部科学省

再生・細胞医療の実用化を促進するため、高品質でコスト面でも優れた細胞を安定的に生産・供給する拠点機能の設置に対し、必要な予算措置を講じること。

◆現状・課題

再生・細胞医療は、自分の細胞から内臓や神経を再生するなど、次世代の医療として大きく期待されている。こうした医療をいち早く提供するため、本県では、羽田空港対岸の川崎市殿町地区のライフイノベーションセンターに企業を集積し、業界団体、大学などと連携したネットワークを構築し、実用化に向けた支援に取り組んでいる。

また、慶應義塾大学を中心にして、神経・運動器(歩行)などに着目して再生・細胞医療と最先端医療機器を融合した脊髄機能再生プロジェクトなどを推進しているほか、殿町に立地する日本で唯一の機関となる実験動物中央研究所や国立医薬品食品衛生研究所を中心に、理化学研究所等も参画し、再生・細胞医療の品質評価の取組も進めている。

こうした中、臨床に用いることのできる高品質でコスト面でも優れた再生・細胞医療の細胞を生産・供給できる施設は実用化及び産業としての国際競争力強化に不可欠であるが、その設置に当たっては、地域・拠点を絞って人材、資源を川崎市殿町地区に集中的に投入する戦略的な取組が重要になる。

◆実現による効果

戦略的地域・拠点を中心に、再生・細胞医療の実用化が加速するとともに、アカデミア等が開発したシーズの実用化を促進する持続可能なモデルも実現し、その設置した効果が全国に波及する。

また、脊髄機能再生や中枢神経再生及び椎間板再生等の実用化研究の加速化に加えて、再生・細胞医療と最先端医療機器の融合展開も進めることで、健康寿命延伸に向けて大きな効果が期待できる「歩行機能向上・再生」を中心に再生・細胞医療の社会実装が進む。

(神奈川県担当課：政策局いのち・未来戦略本部室)

10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

1 税制度の見直し

【提案内容】

提出先 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省

- (1) 市街化調整区域内において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、**相続税等納税猶予制度の対象とすること。**

◆現状・課題

市民農園は都市住民のニーズが高いものの、市街化調整区域内にあり、かつ「市民農園整備促進法」又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて開設されている約6割の農園で、相続税等納税猶予制度の適用が受けられない状況である。今後、相続等が発生した場合、多くの農園が閉園し、減少することが懸念される。

本県の市民農園の開設状況

農園数合計	うち市街化調整区域内の「市民農園整備促進法」及び「特定農地貸付法」に基づく農園数	割合
877箇所	527箇所	60.1%

農林水産省「市民農園開設状況調査」(R2)を基に作成

◆実現による効果

相続税等納税猶予制度の対象を拡大することで、より多くの市民農園が確保できることになり、本県農業の持続的発展が可能になる。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



[県内市街化調整区域内の市民農園の状況]

(2) 三大都市圏の特定市（19市）の市街化区域内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税については、生産緑地地区内と同じ課税とすること。

◆現状・課題

三大都市圏の特定市（19市）においては、市街化区域内農地のうち、生産緑地地区の指定を受けた農業用施設用地の固定資産税・都市計画税は農地並み評価・農地並み課税であるが、一方、当該指定を受けていない畜舎等の農業用施設用地は、宅地並み評価・宅地並み課税となっており、その税負担が大きくなっている。

また、これらの農業用施設用地については、隣接する農地等がないことが多く、生産緑地地区の指定を受けることも困難となっている。

本県の市街化区域内農地における農業用施設用地の課税額の比較

(1 m²あたり)

	固定資産税 (円)	都市計画税 (円)	合計 (円)
市街化区域内 (A)	530	84	614
生産緑地地区内 (B)	49	7	56
A／B	10.8倍	12.0倍	11.0倍

綾瀬市の例（H30）を基に作成

◆実現による効果

生産緑地地区の指定を受けることが難しい農業用施設用地についても、生産緑地地区内と同じ課税とすることで、維持経費の軽減が図られ、都市における農業経営の安定に資する。

（神奈川県担当課：環境農政局農政課）



[県内市街化区域内の農業用施設（鶏舎）の状況]

VII 健康・福祉

11 健康・長寿社会の実現

1 未病改善の取組による健康・長寿社会の実現

【提案内容】

提出先 厚生労働省

本県が掲げる「未病」の概念の重要性が「健康・医療戦略」に盛り込まれたことを踏まえ、国においても、「未病」の概念を積極的に取り入れ、健康の維持・増進、病気や要介護状態等の進行抑制・改善に向けた個人の取組を支援するとともに、地方自治体における取組への支援を行うこと。

◆現状・課題

国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれた。

未病改善は、国が掲げる健康・長寿社会の実現に有用であり、未病改善の概念を健康・医療・介護政策に具体的に位置付け、国民一人ひとりが、食生活や運動面等の未病改善に取り組める社会環境づくりを早急に進める必要がある。

また、健康・長寿社会を実現するには、切れ目のない医療・介護・健康づくりサービスの提供体制の構築が重要である。地域医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を図る上では、医療・介護、ヘルスケアのデータを、ICTを活用して個人・関係者が共有し、きめ細かく対応できる体制づくりが大変有効であり、地域医療介護総合確保基金の目的とも合致していることから、基金を活用した支援が必要である。

◆実現による効果

「未病」が健康・医療・介護政策に位置付けられ、食・運動・社会参加による「未病改善」に誰もが取り組める社会環境の形成により、国民一人ひとりが、生活習慣病や高齢者の虚弱化の進行から、心身をより健康な状態に近づけることが可能となるなど、健康長寿社会の実現に資する。

(神奈川県担当課：健康医療局健康増進課、福祉子どもみらい局高齢福祉課)

2 健康寿命指標の見直し及び自治体への情報の提供

【提案内容】

提出先 厚生労働省

地方自治体が未病改善の施策を推進していく上で、成果を検証するための確かな指標が必要である。現在、指標の一つとしている「健康寿命」について、より客觀性や再現性があり、適時算定可能な方法を採用し、併せて、健康か不健康かの二分ではなく心身の状態をグラデーションで捉えた視点も考慮すること。

また、その算定方法や算定に用いた基礎データも明らかにすること。

◆現状・課題

健康寿命とは、一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間又はその指標の総称であり、現在、国では、3つの算定方法（①「日常生活に制限のない期間の平均」、②「自分が健康であると自覚している期間の平均」、③「日常生活動作が自立している期間の平均」）を示し、健康増進計画「健康日本21」においては、そのうちの一つ①「日常生活に制限のない期間の平均」を健康寿命として掲げている。

これらの算定方法については、2019年3月の「健康寿命の在り方に関する有識者研究会」報告書において、上記の①を引き続き採用し、③を補完指標として利活用するとされ、2020年3月に閣議決定された「健康・医療戦略」にも引き継がれているが、①は客觀性や再現性がなく標準指標として適していない。その点③は、介護保険情報に基づいており、要介護認定が65歳以上に限られることや申請状況及び要介護度の判定方法がその算定結果に影響するものの、抽出ではなく全認定者数を算定の基礎としているため、①や②に比べ客觀性と再現性も認められ、また毎年算定が可能である。

健康 未病 病気

しかし、本来、人の心身の状態は、日々、健康と病気の間で変化するグラデーションの状態、つまり「未病」であり、これをより健康に近づけていくことこそが健康寿命の延伸につながるものである。そのため、健康と不健康に二分する評価ではなく、心身のグラデーションの状態に応じた評価に転換させる必要がある。

なお、国は、健康寿命に影響を及ぼす身体的・社会的要因の分析のため、今後も研究班での検討を行うとしているが、③についても、より実態に即した指標となるよう、介護度に応じて細分化するなどの工夫が必要である。

◆実現による効果

健康寿命が、より適確な算定方法により算定され、基礎データも明らかにされることで、健康寿命に影響を与える主なリスク要因や地域間格差の要因を検討することが可能となり、健康課題の特定、中長期的また広域的な健康・医療政策の展開を助け、健康長寿社会の実現に資すこととなる。

(神奈川県担当課：健康医療局健康増進課)

3 認知症施策推進大綱を踏まえた「認知症の未病改善」

【提案内容】

提出先 厚生労働省

認知症施策の推進に当たっては、認知症の人とそうでない人を区分せず、誰もが同じ社会でともに生きる、「共生」の基盤のもと、健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を踏まえるとともに、「認知症の未病改善」の表現を取り入れること。

また、「認知症施策推進大綱」の実効性が確保されるよう、様々な施策を推進するために必要な財源措置を講じるとともに、施策の効果検証・見直しを行うこと。

さらに、国として認知症のリスクを軽減する未病改善の研究等を一層推進すること。

◆現状・課題

令和元年6月に策定された国の「認知症施策推進大綱」では、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であるとしている。

また、誰もが認知症になりうることを意識するためには、心身の状態が健康と病気の間で連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を踏まえ、今後は、「認知症の予防」ではなく「認知症の未病改善」の表現を取り入れ、「共生」の基盤のもと、認知症施策を進めていく必要がある。

認知症施策推進大綱には様々な施策が位置付けられているが、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりを推進するためには、恒久的で活用しやすい、十分な財源措置を講じる必要がある。

加えて、若年性認知症施策については、若年性認知症の人の経済的問題への支援や、就労の継続を含めた社会参加等のために、事業主等の理解や関係機関との連携が不可欠であることから、引き継ぎ国として、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行う必要がある。

また、認知症施策の推進に当たっては、地方自治体の実情を踏まえた検討を進めるとともに、認知症の人や家族の意向を踏まえて施策の効果検証・見直しを実施していくことが必要である。

現在、国において研究や開発が進められているが、認知症は未だその病態解明が不十分であることから、根本的治療薬やリスク軽減に有効な取組は十分に確立されていない。こうした状況の中、認知症のリスクを軽減するためには、認知機能検査に関する情報や、診療報酬・介護報酬等のピックデータといった客観的な数値等を活用して、住民等が一体となり地域全体で効果的な取組を推進する必要がある。

◆実現による効果

認知症のリスクを軽減するための未病改善の取組が進むとともに、「未病」の考え方を踏まえた認知症施策の推進及び必要な財源措置や環境整備の確実な実施により、認知症の人や家族の視点を重視した、認知症施策推進大綱の実効性が確保される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、健康医療局健康増進課)

4 がん対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) コロナ禍の現状を踏まえた上で、がん検診の受診促進に向けて、国が積極的な対策を講じること。

また、市町村が感染予防対策や、より効果的な受診勧奨を行うことができるよう十分な財源措置を講じること。

◆現状・課題

がん検診受診率が目標値の50%に届いていない状況の中、コロナ禍において受診控えが生じている。がん検診の受診を促進させるには、集団検診会場等における消毒液や飛沫遮蔽のためのアクリル板などの衛生資材の拡充や、十分な感染予防対策を講じていることの広報等、市町村への財政的支援の拡大が必須である。

[神奈川県のがん検診受診率]

(職域を含む) ※令和元年

胃がん	41.7%
大腸がん	43.5%
肺がん	47.9%
乳がん	47.8%
子宮頸がん	47.4%

(厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」
を基に作成)

◆実現による効果

がん検診の受診促進により、早期発見・治療につながり、がん患者の生存率が向上する。

(神奈川県担当課：健康医療局がん・疾病対策課)

- (2) 重粒子線によるがん治療について、保険診療の対象を拡大するとともに、診療報酬額を適正な水準とすること。また、保険診療の拡大に伴って人材が不足しないよう、放射線治療の専門医師の育成を図ること。

◆現状・課題

本県では、がん患者に優しく質の高い医療を提供するため、県立がんセンターにおいて重粒子線治療を平成27年12月から開始した。重粒子線によるがん治療のうち、先進医療に位置付けられている症例について、持続可能な医療保険制度の運営に留意しつつ、保険適用に向けて本県でもエビデンスの確立に向け取り組んでいるが、治療費の患者の自己負担額が300万円を超え、高額であることから、患者負担軽減のため、保険適用の拡大が必要である。また、これまで保険適用となった症例については、診療報酬額が低く医療機関側の大幅な減収となり、施設の運営が困難であるため、実態に合わせた診療報酬額とする必要がある。さらに、放射線治療の専門医師は全国的に数が限られており、確保が厳しい状況にあることから、人材を育成する必要がある。

◆実現による効果

保険診療となった場合には、患者の自己負担額は保険診療の制度で定められた割合に抑えられる上、高額療養費制度も適用され、患者の経済的負担を大幅に下げることができる。

また、保険診療に当たって、診療報酬額を適正な水準とするとともに、放射線治療医を育成することにより、医療機関の運営や人材確保が安定し、重粒子線治療を安定して患者に提供することが可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局県立病院課)

5 移植医療等の充実

【提案内容】

提出先 厚生労働省

臓器移植を推進するため、民間ヘリコプター等による搬送体制を構築するなど、国の責任において臓器搬送に係る体制整備を図ること。

◆現状・課題

臓器移植において、阻血時間が短い臓器は、摘出後、ヘリコプター等による早急な搬送が必要とされている。厚生労働省の通知では、あっせん事業者である公益社団法人日本臓器移植ネットワークがその搬送体制を構築する必要があるが、未だ民間ヘリコプター等による搬送が実現できておらず、事態が急迫した際は地方公共団体の所有するヘリコプター等での搬送が常態化している。さらに、地方公共団体のヘリコプター等で臓器搬送を行っている中で事故等が起こった場合、搭乗員や機体等の補償も明確にはなっておらず、極めて不安定な状況の中で協力を余儀なくされている。

◆実現による効果

臓器搬送体制を整備することにより、安定的な臓器搬送が可能となり、臓器移植の推進が図られる。

(神奈川県担当課：健康医療局がん・疾病対策課)

6 オーラルフレイル対策に対する医療保険の適用拡大等

【提案内容】

提出先 厚生労働省

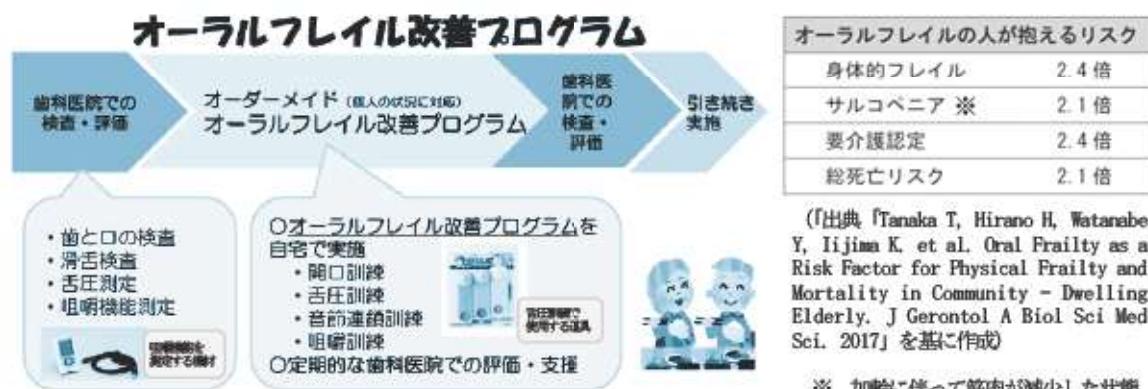
口腔機能のささいな衰え（オーラルフレイル）に関して、初期の症状の者や口腔機能の低下（口腔機能低下症を含む）に対応するリハビリテーション（神奈川県作成オーラルフレイル改善プログラム）についても保険適用とすること。市町村が実施するオーラルフレイル対策に係る事業を国保の保険者努力支援制度の評価項目に追加すること。

◆現状・課題

平成30年度の診療報酬改定において、著しく口腔機能が低下した者（「口腔機能低下症」患者）を対象とした診断や保健指導（口腔機能管理加算）は、保険適用とされたが、口腔機能の低下が初期段階の者（「オーラルフレイル」該当者）は対象となっていない。また、口腔機能の回復を目的としたリハビリテーションも保険適用となっていない。

しかしながら、平成28年度神奈川県口腔ケアによる健康寿命延伸事業において調査したところ、65歳以上の高齢者の約4割がオーラルフレイル該当者であり、さらに、平成30年度の介入調査では、本県が作成した改善プログラムを1か月間実施することで滑舌や舌圧など有意に改善することが示された。

また、オーラルフレイル該当者の4年後における要介護認定及び総死亡のリスクは、非該当者に比べて、約2倍高いことが、東京大学高齢者社会総合研究機構等の研究チームによる研究（2017年発表）で明らかとなっている。



（「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」を基に作成）

国保の保険者努力支援制度の評価項目として、歯周病対策（市町村における歯周疾患健診の実施）が含まれているが、栄養障害等を防ぐために重要なオーラルフレイルを含む口腔機能低下の防止については、評価項目に含まれていない。

◆実現による効果

オーラルフレイル該当者への適切な対応により、要介護及び運動・栄養障害等を未然に防ぐ効果が期待されることから、「オーラルフレイル該当者への保険適用拡大」及び「国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加」は、将来的には、医療・介護費の適正化にもつながる。

（神奈川県担当課：健康医療局健康増進課）

7 持続可能な国民健康保険制度の構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう財政支援方策を確実に講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立すること。

また、一人当たりの医療費水準が低い保険者のインセンティブを損なわないよう、保険者努力支援制度の成果指標を見直すとともに、ロコモ、フレイルや認知機能対策などの未病改善に向けた都道府県や市町村の取組も評価項目に追加すること。

※ ロコモ・障がいや加齢による運動器の機能低下 フレイル・加齢に伴う心身の虚弱化

◆現状・課題

改正国民健康保険法に基づき、平成30年度からの3,400億円の財政基盤強化策が実施され、本県内のいくつかの市町村で法定外繰入の減少が見られたものの、今般のコロナ禍による保険料収入の減少等に伴う財政負担の長期化が危惧される。

そもそも、他の公的医療保険制度に比べ、低所得の子育て世帯を中心に、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、今後実施される財政基盤強化策を検証し、引き続き必要な財政措置がなされることが、持続可能な制度とするために必要である。

また、より一層の医療費の適正化を図るためにも、保険者努力支援制度において、一人当たりの医療費水準の低い自治体が適正な評価を受けられるよう、医療費水準の改善幅よりも、現状の医療費水準の評価の配点を高めるよう見直すとともに、個人の主体的な健康行動を促す都道府県、市町村の取組に係る評価項目の更なる充実が必要である。併せて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により特定健診等の受診控えが危惧される大都市圏の現状を踏まえた評価とともに国が積極的な対策を講じることも必要である。

◆実現による効果

加入者の負担能力に応じた保険料や一部負担金の水準となることにより、被保険者間の負担不公平が解消される。

収入 (万円)	所得 (万円)	横浜市国民健康保険				協会けんぽ
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	
100	35.0	6.91%	13.29%	19.67%	26.05%	13.16%
200	122.0	10.51%	12.70%	15.63%	14.17%	8.20%
300	192.0	10.10%	12.43%	14.75%	15.22%	7.86%
400	266.0	9.90%	11.58%	13.26%	14.94%	7.76%
500	346.0	9.78%	11.07%	12.36%	13.66%	7.35%
600	426.0	9.71%	10.76%	11.81%	12.85%	7.09%
700	510.0	9.66%	10.53%	11.41%	12.28%	6.85%
800	600.0	9.62%	10.36%	11.11%	11.85%	6.62%
900	690.0	9.59%	10.23%	10.88%	11.53%	6.45%
1,000	780.0	9.57%	10.14%	10.51%	10.51%	6.31%

協会けんぽの保険料負担率の
1.5倍を超える世帯

【本県における国保加入者の負担の状況 —所得に対する保険料の負担割合—】

1,000万円未満収入のほとんどの世帯・所得階層とも被用者保険(協会けんぽ)を上回り、特に収入100万円から300万円の世帯の負担が高くなっている。

※ 協会けんぽは、令和2年4月から適用の保険料率(介護分を除く)、標準報酬月額は年間16月(ボーナスが4月分支給)として算定。
※ 横浜市は、令和2年度の保険料率による算定(介護分を除く)。軽減適用後。

(R3.2神奈川県調べ)

(神奈川県担当課：健康医療局医療保険課)

12 地域包括ケアシステムの構築に向けた 医療・介護提供体制の推進

1 地域医療介護総合確保基金の改善

【提案内容】

提出先 厚生労働省

基金の医療分については、事業区分Ⅱ、Ⅳ及びⅥにも十分な額を配分するとともに、事業区分間の融通を認めること。併せて、都道府県が年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付すること。

さらに、区分Ⅰについても、各都道府県が抱える課題等が異なることを踏まえ、基幹となる医療機能の分化・連携の取組（機能転換、病床削減、複数医療機関の再編等）に限定せず、地域の実情に応じた取組に幅広く活用することを認めること。

また、介護分については、介護施設の創設や、ロボット・センサー等の導入と併せた大規模修繕だけでなく、介護保険制度導入以前の施設の老朽化対策としての大規模修繕を補助対象メニューに加えるほか、メニューに無いものや補助単価についても地域の創意工夫が活かせる仕組みにするとともに、建築コスト等に見合った単価設定とすること。そのほか、人材確保対策についても、地域の実情や創意工夫が活かせる仕組みにすること。併せて、事業区分間の融通を認めること。

◆現状・課題

医療分は、事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備）に重点配分されている。本県では、2025年の必要病床数は約1万1千床増加、在宅医療等の必要量も約1.6倍増加と推計され、医療需要の増加に対応するために、病床の転換整備や稼働率向上が必要となるが、事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供）、Ⅳ（医療従事者の確保）及びⅥ（勤務医の働き方改革推進に関する事業）も同時に進めなければ、病床転換、新規整備や稼働率向上の取組を進める医療機関における医療従事者不足、退院患者が十分な在宅医療を受けられないなどの事態が生じかねない。加えて内示の時期も例年7～11月と遅く、予定どおり新規事業が実施できないなどの影響も生じている。

介護分は、介護施設等の整備対象に既存の広域型特養の大規模修繕も追加されたが、介護施設等の創設や、ロボット・センサー、ICTの導入と併せた大規模修繕のみが対象となっているため、介護保険制度導入以前に開設された施設の老朽化など既存設備等の維持は引き続き困難な状況である。

また、補助単価については、介護ロボットについて一律に上限が設定されているなど、地域の実情や創意工夫を活かした取組が進みにくい状況があるため、建築コストの増などに併せた見直しを隨時行う必要がある。

そのほか、介護人材確保対策についても、地域が独自に取り組んでいる事業で、国の実施要領において、補助基準額、補助対象者等が一律に定められているため、地域の実情や創意工夫を活かした取組が進みにくい状況がある。

また、事業区分Ⅲ（介護施設等の整備に関する事業）とⅤ（介護従事者の確保に関する事業）間の融通が認められることで、事業の機動的な実施に影響が生じている。

◆実現による効果

医療分については、十分な額の配分により、在宅医療の推進や医療従事者の確保に必要な事業が実施できる。

また、介護分について、地域の実情に応じた多様なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個別性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの推進が期待できる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課、福祉子どもみらい局高齢福祉課、地域福祉課)

2 医療機関における働き方改革の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

(1) 令和6年4月からの改正労働基準法の医師への適用について、多くの医療機関は、新型コロナウイルス感染症の対応などにより、令和3年度末までとされている医師労働時間短縮計画の策定が進んでいないなど、スケジュールに遅れが生じている。そのため、医療機関が計画策定の時間を十分確保できるよう計画策定期限を延長するなど柔軟に対応するとともに、国としても必要な支援を行うこと。

◆現状・課題

令和6年4月からの改正労働基準法の医師への適用に向け、各医療機関は、県勤務環境改善支援センターのアドバイザー事業等を活用し、医師労働時間短縮計画の策定を進めている。

しかし、医療機関がこのアドバイザー事業を活用しながら計画策定するには多くの検討の時間を要するため、コロナ禍において、医療機関側に余裕がなく計画策定が遅れている。

令和3年度末までには医師労働時間短縮計画の提出を、令和4年度には国の設置する第三者機関による評価が開始されることとなっているが、予定通り勤務環境の改善が進められるようになるためには、適用までのスケジュールを柔軟に見直し、医療機関が県の支援を受けながら計画を策定する時間を十分に確保するとともに、国としても計画策定に対し支援する必要がある。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、医療機関が疲弊する中で、実態に配慮した働き方改革の推進に近づく。

(参考) 神奈川県勤務環境改善支援センター相談支援件数の実績推移

分野	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (上半期)
医療労務管理分野	44件	28件	68件	158件	19件
医業経営分野	2件	4件	8件	15件	1件
合計	46件	32件	76件	173件	20件

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の経営悪化の最中、働き方改革を同時に進めなければならず、人手がかかり不採算となりやすい、救急、周産期、小児医療等の部門の医療提供体制が縮小されるおそれがある。

そのため、これらの政策医療に対する国庫補助金の補助単価を大幅に引き上げるとともに、救急医療管理加算などの診療報酬の点数についても、医師の働き方改革を踏まえた加算に見直すこと。

◆現状・課題

救急・周産期・小児医療は、必要な事業額に対する補助基準額の割合が低く、補助額が少ないとため、公立病院を運営する自治体等からも財政的支援の拡充を求める声がある。その中で、令和6年4月から改正労働基準法が医師に適用される予定であり、夜勤などで人的負担が大きく、不採算となりやすいこれらの部門の医療提供体制が縮小される懸念がある。

◆実現による効果

不採算部門となりやすい救急・周産期・小児医療が、医療機関の経営悪化により縮小されることがなくなる。

(参考)医療提供体制推進事業費補助の補助基準額割合

救急	周産期
4.6%	17.5%

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

3 保健・医療・福祉を担う人材の確保定着

【提案内容】

提出先 厚生労働省

(1) 本県の大学医学部の地域枠による臨時定員増について、令和4年度まで暫定延長が決まったところであるが、本県の医師確保・偏在対策として引き続き重要な枠組みであることから、令和5年度以降の取扱いについても、臨時定員増とする現行制度を継続するとともに、地域の実情や都道府県の意向に十分配慮して検討を進めること。

また、医師の臨床研修制度における都道府県別の募集定員については、引き続き引き上げること。

さらに、専門医制度において、地域の実情に応じた定員を設定するとともに、基幹施設が専攻医や指導医を採用するために必要な人件費等に對して財政支援を行うこと。

◆現状・課題

本県の医師数は、総数は全国3位だが、人口10万人当たりでは下位(39位)となっており、令和元年8月に確定した「医師偏在指標」では、「多数」でも「少数」でもない「中程度」の県として区分され、このままでは令和5年度以降、地域枠による医学部の臨時定員増が維持できなくなるとの見解が示されている。

また、医師の臨床研修制度について、令和2年度から臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の設定権限が都道府県へ委譲されたが、都道府県への定員上限の設定は国に残ることから、地域の実情に応じた臨床研修医の確保ができない状況が続いている。

さらに、専門医制度に関し、県医療対策協議会の議論においても東京都への専門医の一極集中は正が進まず、診療科の偏在を含む医師確保対策を講じる上で大きな支障となっているとの指摘があるため、医師偏在指標の結果などを踏まえ、地域の実情に応じた定員設定が必要である。

[人口10万人当たりの医師数の推移]



厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」(H20~H30)を基に作成

◆実現による効果

地域枠医師を継続して確保するとともに、臨床研修病院、専門研修基幹施設等に研修医が増えることにより、医師不足及び医師の勤務環境改善につながり、地域偏在の解消に寄与する。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

- (2) 福祉・介護ニーズの高度化・多様化に対応できる人材の確保・養成を図るため、人材層ごとの機能、役割を明確化するとともに、それを裏付ける教育・養成体系を早期に整備すること。

◆現状・課題

「介護福祉士」「研修等を修了し一定の水準にある者」「基本的な知識・技能を有する者」といった人材層の役割が混在しており、例えば、高度な専門性を有する介護福祉士が専門性を要さない配膳やベッドメイクなどの業務も行っているなど、限られた人材を有効活用できていない。そこで、意欲・能力に応じてキャリアアップを図り、キャリアに応じた役割を担うことができるようにするため、人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系を早急に整備する必要がある。

◆実現による効果

介護職員のキャリアパスの整備を促進し、介護人材の資質の向上や待遇改善につなげていくことにより、介護人材の確保・定着に向けた取組を促進することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局地域福祉課)

- (3) 看護職員の不足を解消し、実践力の高い人材を確保するため、**早期に准看護師養成を停止すること**。併せて、准看護師から看護師を目指す者を対象とした**修学資金貸付制度を創設すること**。

◆現状・課題

本県では、医療の高度化、専門化等に対応するためには、現在の准看護師養成課程の教育内容では困難と考え、准看護師養成を停止したが、国においても早期に准看護師養成停止の方針を示す必要がある。

また、現時点で准看護師免許を有し、看護師を目指し養成校へ通う者の経済的負担を軽減するため、修学資金貸付金制度の創設が必要である。

◆実現による効果

国が准看護師養成停止の方針を示すことにより、全国で准看護師養成から看護師養成への転換が図られ、医療の高度化、専門化等に対応できる看護師養成を行うことが可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

- (4) 医療人材の負担を軽減するため、これをサポートする**医療クラーク（医師事務作業補助者）**や、**A I 等の最先端のテクノロジーの活用を進めること**。

◆現状・課題

医療の現場においては医師や看護師をはじめとする様々な専門職種が従事しているが、日々の業務の中で煩雑かつ大量の書類作成や事務手続に追われ、長時間労働の一因となっている。

こうした状況を改善し、限られた医療人材で効率的かつ質の高い医療サービスを提供するためには、医療人材が処理する大量の事務作業を補助する「医療クラーク」の活用を進めるべきである。

なお、令和2年度の診療報酬改定において、医師の働き方改革を推進し、質の高い診療を提供する観点から、医師事務作業補助体制加算の充実などが図られ、一定の評価はできるが、今後より多くの医療機関において活用できるよう、診療報酬の更なる充実が必要である。

また、I o T、A I、ロボット等、最先端のテクノロジーを医療サービスに活用することは、効率的・効果的で質の高い医療の提供に加え、医療人材の勤務環境の改善にもつながることが期待される。

そこで、医療サービスにおける、医療人材をサポートする最先端のテクノロジーの活用促進に向け、研究開発に係る財源措置を充実するとともに、診療報酬での制度的対応も含め取組を進める必要がある。

◆実現による効果

医療クラークの活用を促進することにより、医療人材の事務作業の負担を軽減し、限られた医療人材で効率的かつ質の高い医療提供サービスが可能となる。

また、テクノロジーの活用促進を図ることで医師の負担軽減や見落とし率の低下などの効果が期待される。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

4 介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

(1) 質の高い介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築を促進するため、要介護状態の改善につながる取組や「未病改善」の取組、職員の定着、資質向上、テクノロジー活用の取組について、介護報酬での評価をさらに拡大する等、事業所にインセンティブが働くような、**介護保険制度の持続可能性を高める仕組みを構築すること。**

その際、**状態の改善を評価する指標として、本県が開発した「未病指標」の活用を検討すること。**

◆現状・課題

介護保険制度は、要介護認定者について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることが目的であるが、現在の制度では、要介護度に応じて報酬が設定されており、要介護度を改善させた場合、報酬は減少してしまう。

事業者が行う質の高い介護サービスや「未病改善」の取組等のアウトカムを評価する適切な評価方法が定まっていないため、客観的な指標で評価する仕組みを構築し、インセンティブが働くようにする必要がある。

また、テクノロジーの活用について令和3年度の介護報酬改定で評価が拡大されたが、引き続き検証を続けつつ、更なる拡大に向けて検討する必要がある。

◆実現による効果

要介護度の改善につながる質の高いサービスや「未病改善」の取組、介護従事者の資質向上、定着に向けた取組を積極的に評価することで、より質の高い事業者、介護従事者の増加、ひいては介護保険制度の目的である、要介護者の尊厳の保持が可能となる。

また、未病指標は測定にかかる手間が小さく、介護現場の負担軽減にも資する。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

(2) **介護保険における地域区分については、賃金水準に即したものとなるよう、県内一律とすること。**

◆現状・課題

本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は2級地からその他区分まであって、2級地に5級地が隣接するなど、非常に混在している。このため、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ていることから、最低賃金に合わせて、県内一律の設定とするなどの見直しが必要である。

◆実現による効果

地域区分を地域の実情に沿って見直すことで、介護保険事業所の経営安定化や人材確保につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

[本県における介護保険の地域区分の状況]



13 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し

1 共生社会の実現に向けた積極的な取組について

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、国においても、障害者週間における広報などの取組のより一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供について様々な場面や手法による普及啓発の強化等を行うこと。

◆現状・課題

平成28年7月26日に、神奈川県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生した。

このような事件が二度と繰り返されないよう、本県では、共生社会の実現に向け、平成28年10月14日に本県議会の議決を得て、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のあらゆるメディアを活用して憲章の理念の普及推進に取り組んでいる。取組の中では、事件が発生した日を含む一週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」と位置付け、広報活動を集中的に行うほか、SNSや動画なども活用した憲章の理念の普及啓発などを継続的に実施しており、こうした取組を引き続き行っていくことが重要と認識している。

内閣府の「障害者に関する世論調査」によると「共生社会」を知っている人の割合は、45%程度に留まっている。また、本県の県民ニーズ調査（令和2年度実施）では、障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると答えた人の割合は、80%となっている。

本県では、こうした動向も踏まえ憲章の理念の普及に取り組んでいるところだが、共生社会の実現は本県だけの課題ではなく、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題である。

01. 障害を理由とする差別や偏見があると思うか？	
ある(83.9%)	ない(14.2%)
02. 障害者週間を知っているか？	
知らない(76.1%)	知っている(23.9%)
03. 共生社会という考え方を知っているか？	
知らない又は言葉だけ(53.3%)	知っている(46.6%)

(内閣府「障害者に関する世論調査」(H29.8)を基に作成)



◆実現による効果

共生社会の実現に向けた理念の普及啓発と、障がい者の活動や社会への参加を妨げる障壁（バリア）を取り除くための取組を全国的により一層充実して行うことで、社会全体で障がい福祉への理解が深まることになり、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会が実現する。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課)

2 本人を中心とした「利用者目線」の障がい福祉の実現

【提案内容】

提出先 厚生労働省

どんなに重い障がいがあっても、利用者本人には必ず意思があるという理解に立ち、本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、**本人の可能性を最大限に引き出す支援**を行うよう、国においても、これを実現するために必要な次の方策を講ずること。

- (1) 強度行動障がいのある障がい者が、障害者支援施設で生活することには限界があり、一人ひとりのペースに合わせたグループホームでの生活が期待されるが、現状のグループホームでは人員面や設備面など**支援体制において不十分な面**がある。そのため、**財政的な支援を拡充する**など、地域生活への移行を促進する方策を講ずること。
- (2) 平成 29 年にガイドラインが示された障がい者の意思決定支援については、**自治体による意思決定支援の体制整備への財源措置**や、意思決定支援に積極的に取り組む**相談支援事業所等への報酬上の評価**など、さらに取組が拡がるよう方策を講ずること。

◆現状・課題

本県では、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」を設置し、県立障害者支援施設 6 施設の支援の検証を行うとともに、障害者支援施設における利用者目線の支援のあり方について検討を行い、令和 3 年 3 月に報告書が取りまとめられた。

報告書では、利用者目線の支援について、「『利用者のためにはこれが良い』という支援者側の目線ではなく、どんなに重い障がいがあっても、利用者本人には必ず意思があるという理解に立ち、本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す支援を行うこと」とされており、本県では、今後、県立障害者支援施設のあり方を含めた利用者目線の支援の推進方策について、さらに検討を行う方向である。

利用者目線の支援を進めるためには、地域のサービス基盤をしっかりと整備していく必要があり、特に、強度行動障がいなどの手厚い支援が必要な障がい者へのサービスは、障害者支援施設からの地域生活移行を促進する観点からも重要と考える。

◆実現による効果

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、自らの希望に応じた生活を送ることができ、その人らしく暮らすことができる地域社会を実現することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課)

3 障がい福祉施策に係る超過負担の解消

【提案内容】

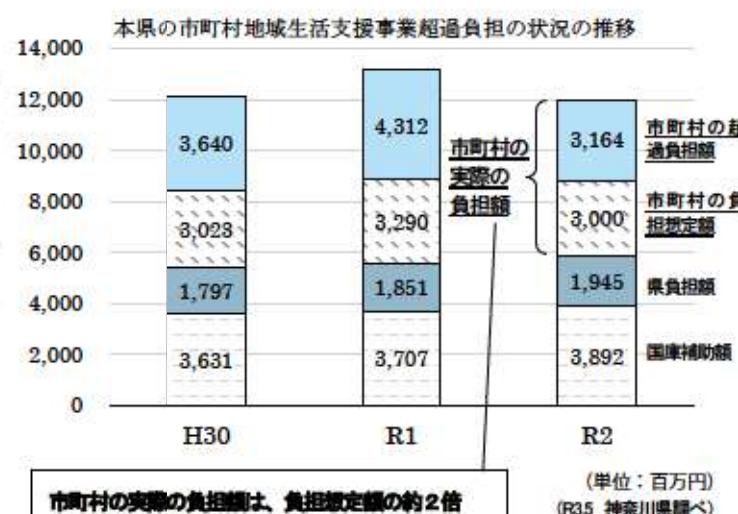
障がい福祉施策における地域生活支援事業について、事業量に見合った予算措置がされておらず、市町村の超過負担が恒常化していることから、国において必要な財源措置を行うこと。

特に、地域生活支援事業に位置付けられた事業のうち、移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等の個人向け給付事業は、確実な財源措置がなされるよう、負担金事業とすること。

◆現状・課題

本県における令和2年度の市町村の超過負担額は31億円に達し、特に移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等は、市町村地域生活支援事業費に占める割合が高く、超過負担の大きな要因となっており、サービスの維持に支障をきたすおそれがある。

令和3年度の国予算額は総額7.7億円増額したものの、依然として超過負担解消には至っていない。



◆実現による効果

負担金事業化するなど、確実な財源措置を行うことにより、市町村の財政力に左右されない、安定的なサービス供給が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

4 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 厚生労働省

子育て世帯や重度障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児、ひとり親及び身体・知的・精神の重度障がい者への医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の削減措置を直ちに全面廃止すること。

◆現状・課題

子育て世帯や障がい者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度は、すべての都道府県並びに市町村が単独事業として実施しているが、その実施内容を見ると、地域の財政力などによりサービス水準に格差が生じている。本来、このような医療費助成制度は国民の生命と健康に直接関わるものであり、国の責務として、全国一律の制度を創設すべきである。

また、現在、地方自治体がこうした助成を行った場合、国保国庫負担金の削減措置が行われているが、平成30年度から、未就学児に限って削減措置が廃止されることとなった。令和元年度、本県の削減額は約43億円であり、市町村の国保財政に多大な影響を与えており、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度が全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国保国庫負担金の削減措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、子ども家庭課、健康医療局医療保険課)

5 外国人患者の受入れ体制の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

「外国人との共生社会の実現」に向けた医療面での環境整備を推進するため、都道府県が実施する外国人患者を対象とするワンストップ相談窓口について、国において、必要な財源措置を行うこと。

また、国は、多言語対応が可能な「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」（以下「拠点医療機関」という。）の整備促進を後押しするため、拠点医療機関に対する診療報酬上の新たな評価等について速やかに検討を開始し、令和4年度診療報酬改定項目に反映させること。

◆現状・課題

(1) 外国人患者を対象とするワンストップ相談窓口について

国は、外国人患者の受入れ体制を都道府県単位で整備する観点から、令和元年度医療施設運営費等補助金にて、都道府県を補助対象とするワンストップ窓口設置・運営事業を創設した。

しかし、交付事業の対象を、外国人対応に関する課題が発生した際の医療機関関係者への助言と情報提供に限定しており、外国人患者からの直接の相談窓口は交付対象外としている。

そのため、主に在留外国人を対象にしたワンストップ相談窓口（①公的医療保険制度の仕組みや医療のかかり方、②各種医療費助成等の手続、③多言語対応が可能な医療機関・調剤薬局の案内など）については国庫補助が受けられず、国が平成30年12月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が目指す「外国人との共生社会の実現」に向けた医療面での環境整備に支障が生じている。

(2) 拠点医療機関に対する診療報酬上の新たな評価等について

国が、平成30年度に創設した拠点医療機関については、都道府県に対し拠点医療機関の量的・質的整備を要請している。本県では、令和3年3月現在、51の拠点医療機関を確保しているが、拠点医療機関の選出（手上げ）を促進する国庫補助が乏しいことや、拠点医療機関に対する診療報酬上の評価がないため、拠点医療機関の整備促進に支障が生じている。

◆実現による効果

上記(1)については、多言語による外国人患者を対象とするワンストップ相談窓口について、国庫補助の交付対象事業に追加することにより、医療面における、「外国人との共生社会の実現」が推進されるほか、ワンストップ相談窓口によるトリアージ機能により、外国人医療における医療機関関係者の負担軽減が期待できる。

上記(2)については、拠点医療機関に対する診療報酬上の新たな評価（基本診療料の加算項目の新設、DPC機能評価係数の新設等）や施設基準の見直し（取得要件の追加）による必要な診療報酬上の措置を講ずることにより、拠点医療機関の選出促進が期待できる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

VIII 教育・子育て

14 子ども・子育て応援社会の推進

1 待機児童対策の一層の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

- (1) 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援の充実のため必要とされる1兆円超の財源のうち、財源措置の方針が示されていない0.3兆円超の財源についても早急に確保し、本来、新制度が目指すべき質の向上を図ること。

◆現状・課題

子ども・子育て支援新制度において、国の令和3年度当初予算では、必要とされる財源1兆円超のうち、消費税増税分以外で財源措置するとしている0.3兆円超の財源については、一時預かり事業の充実など、一部の項目が措置されている。

◆実現による効果

0.3兆円超の財源確保により、1歳児の職員配置や4・5歳児の職員配置の改善等が実施される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (2) 子ども・子育て支援新制度が目指す待機児童ゼロを実現し、子育てしやすい環境を整えるため、保育所整備に係る補助率のかさ上げを継続するとともに、幼稚園の活用など多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに対する地方への財政的支援を継続すること。

◆現状・課題

本県における保育所等利用待機児童数は令和3年4月1日時点で306人であり、またいわゆる潜在的待機児童数は7,381人に上り、幼児教育無償化に伴う保育ニーズの増加も予想されることから、今後も継続した保育の受け皿の整備が求められている。保育所等の整備に関する補助率のかさ上げ(1/2→2/3)を継続するとともに、幼稚園における2歳児預かりなど、幼稚園を活用した多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに継続して取り組む必要がある。

◆実現による効果

保育所等の整備に関する地方への財政的支援の拡充により、保育ニーズの受け皿の整備が一層進む。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

(3) 今後ますます増加する保育需要に応えるためには、保育士の離職防止や就業促進をより一層図る必要があることから、**保育士の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図ること。**

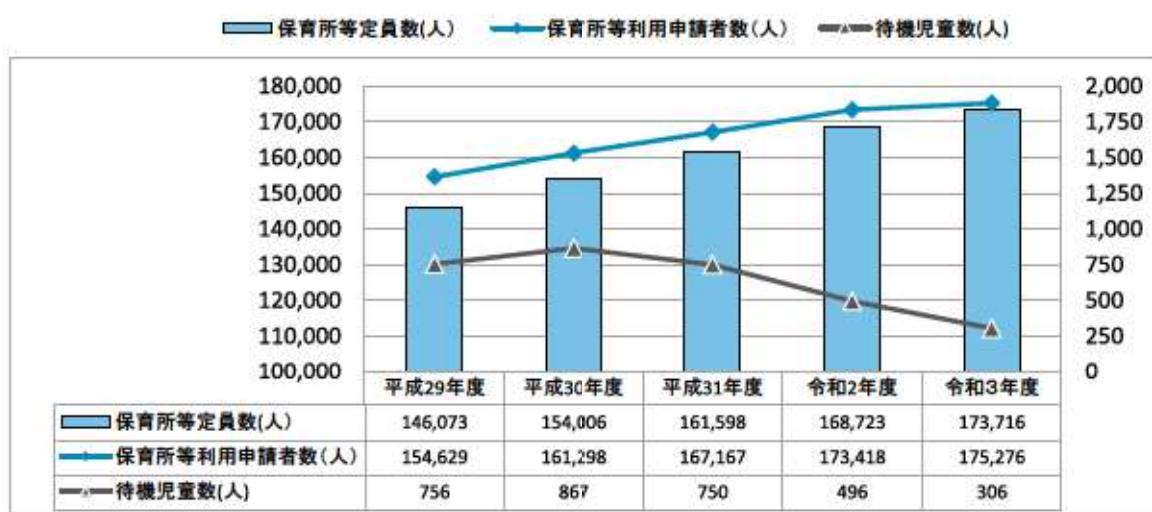
◆現状・課題

保育士の処遇については、平成29年度は、一定の知識・経験を有する者への月額4万円の追加的処遇改善が図られたものの、対象者数に上限があり全員に行き渡っていない。保育士の賃金は、全職種の平均と比較して月額10万円程度低額となっており、保育士の確保のためには、保育士の給与水準の更なる改善が必要である。

◆実現による効果

保育士の給与水準が全職種平均まで改善されることにより、保育士への就業希望者が増え、保育士不足の解消が進む。

[本県の保育所等定員数、保育所等利用申請者数及び待機児童数の推移]



※ 数値は各年度4月1日時点のもの。(厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」(H29～R3年)を基に作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

2 児童虐待防止対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置について、国の責任において、十分な確保・育成対策並びに財政措置を講じること。

◆現状・課題

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっている。

そのため、国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を決定するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、児童相談所の体制や専門性の強化等に取り組むこととした。

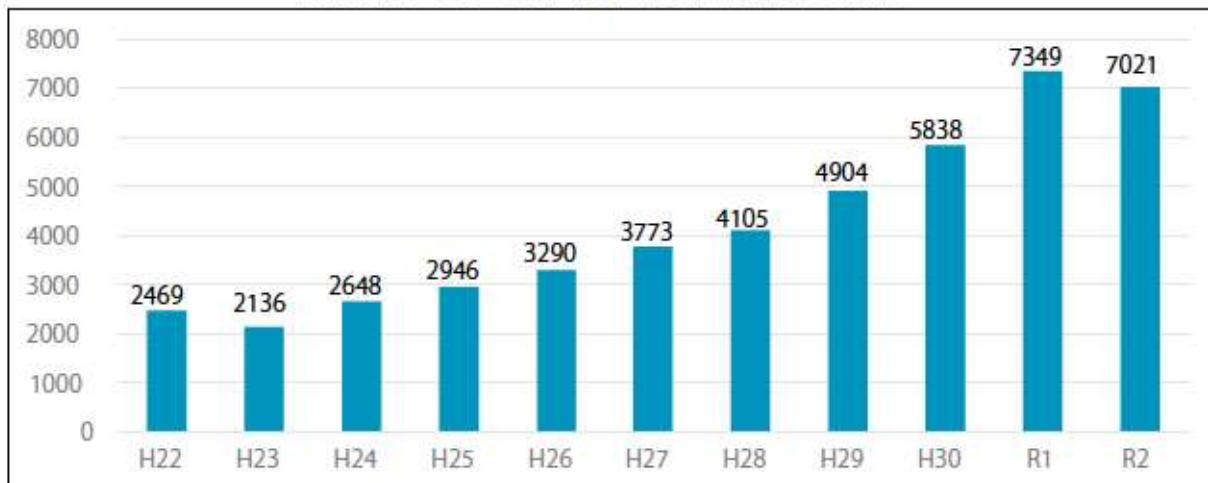
さらに、令和元年6月には児童福祉法の改正等により、児童福祉司の配置基準に加え、児童心理司の配置基準が法定化された。このほか、弁護士の配置や、医師・保健師の配置の義務化など、児童相談所の体制強化等を図るための方策が決められた。

本県では、これまで、児童福祉司や児童心理司等の確保や職員の専門性の向上に取り組んできたが、特に虐待相談対応件数も多く、これらの職員の確保・育成が非常に困難であり、国からの財政的支援や枠組みの構築が必要である。

◆実現による効果

児童相談所の体制及び専門性の強化が図られることにより、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を確保するとともに、市町村への支援の強化が図られる。

本県所管における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成22年4月に相模原市が県所管から除かれる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

3 子どもの貧困対策の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

子どもの貧困対策については、教育や生活の安定に資するための各支援施策において、総合的な対策を強力に推進するとともに、社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成に、国を挙げて取り組むこと。

また、子どもの貧困の潜在化などを踏まえ、地域で子育て支援を行う団体等への支援を強化すること。

さらに、地域の実態に応じた子どもの貧困対策を進めるため、都道府県・市町村別のデータ分析等が可能な全国実態調査を実施し、そのデータを提供すること。

◆現状・課題

子どもを取り巻く環境は厳しく、2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らす貧困の状態にあるとされている。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、社会の脆弱性が浮き彫りになり、特に弱い立場にある子どもたちへの支援を強化する必要がある。

貧困などの困難な環境にある子どもに対して、実効性のある支援を行き渡らせるためには、その背景にある様々な社会的要因を踏まえ、教育などの各支援施策において総合的な対策を推進し、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むことが不可欠である。

また、コロナ禍で子どもの貧困が潜在化していることから、地域で子どもやその保護者に対して支援を行う団体等が継続的に活動できるよう支援を強化する必要がある。

さらに、子どもの貧困対策には、子どもに身近な市町村による、地域の実態に応じた取組が効果的であり、子どもを取り巻く環境等を、他の地域との比較を含めて把握した上で、施策に反映させるためには、国が統一的な基準・指標を用い、都道府県・市町村別の分析等が可能となるようなサンプル数による全国規模の実態調査が必要である。

◆実現による効果

子どもの貧困対策の推進により、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望持てる社会の実現につながる。

区分	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
子どもの貧困率 (前回との比較)	13.7% (△0.4)	14.2% (+0.5)	15.7% (+1.5)	16.3% (+0.6)	13.9% (△2.4)	13.5% (△0.4)

(厚生労働省「令和元年（2019年）国民生活基礎調査」より作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

IX 県民生活

15 拉致問題の早期解決

1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現

【提案内容】

提出先 内閣官房、外務省

- (1) 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、米国、韓国、中国及びロシアをはじめ国際社会と連携・協調し、**拉致問題の徹底的な全容解明と特定失踪者を含む安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。**

◆現状・課題

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから、既に18年が経過した。拉致被害者の帰国を待つ家族の高齢化も進み、残された時間は非常に少なく、家族会及び救う会からも「全拉致被害者の即時一括帰国」が強く求められており、早期帰国の実現が必要である。

北朝鮮は、核実験の実施や弾道ミサイルの発射等挑発行為を続けてきたが、国際社会からの厳しい圧力を受け、平成30年の平昌オリンピックを契機に、対話路線に転換し、体制の保証と制裁緩和を求め、中国、韓国、米国及びロシアと相次いで首脳会談を開催してきた。しかし、令和3年3月にも弾道ミサイル等を相次ぎ発射するなど、対話路線は停滞している。その一方で、拉致問題については、北朝鮮は「既に解決済み」との主張を繰り返し、ストックホルム合意以降は進展が見られていない。さらに、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、外交交渉が停滞している状況にある。これまで2回の米朝首脳会談で拉致問題が提起されたが、最終的には日朝首脳間の直接対話により解決しなければならない。

拉致問題は、日本と北朝鮮との関係にとどまらない国際的な人権侵害問題であることから、米国、韓国、中国及びロシアをはじめ国際社会と連携して取組を進める必要がある。

また、安否不明者の生存確認など、北朝鮮による拉致の可能性が排除できない特定失踪者にまで拉致問題の取組を広げる必要がある。

◆実現による効果

拉致問題の全面解決及び拉致被害者等の帰国により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。



(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

- (2) 「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、日朝政府間協議に臨むとともに、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持し、**拉致問題の全面解決を粘り強く迫ること。**

◆現状・課題

外交交渉や制裁措置の実施にもかかわらず、拉致問題はいまだに解決していない。政府は、「対話と圧力」、「行動対行動」を基本姿勢として、拉致問題の全面解決に向けて、北朝鮮の行動を促す圧力となるような方策を講じ、事態の打開を図る必要がある。

◆実現による効果

拉致問題の全面解決により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

(3) 北朝鮮に不測の事態が発生した場合に備え、**拉致被害者等の救出及び安全確保**のため、関係諸国や国際機関等と連携し、適切に対応できるよう準備を進めること。

◆現状・課題

北朝鮮は、組織的、広範かつ深刻な人権侵害を行っており、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会」報告書においても非難されている。また、北朝鮮は平成29年の核実験実施、弾道ミサイル発射の後は、平昌オリンピックを契機に対話路線に転換したが、近年でも弾道ミサイル等を発射するなど、対話路線は停滞している。朝鮮半島を巡る情勢には今後とも注視する必要がある。

国際社会が北朝鮮に対する国連安保理決議に基づく措置に取り組む中、北朝鮮は体制維持のため、厳しい対応を行っており、万が一体制が崩壊するなど不測の事態が発生した場合、拉致被害者等邦人の救出及び安全確保が課題である。

◆実現による効果

北朝鮮に不測の事態が生じた場合、円滑な邦人の救出及び安全確保が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

(4) 拉致問題を風化させないための取組をより一層強化すること。

◆現状・課題

拉致問題は、発生から40年以上の長い年月が経過しており、拉致被害者等家族の高齢化も進んでいる。解決に向けては、国民の世論を盛り上げ、交渉の後押しをしていく必要がある。しかしながら、問題発生から長い年月が経過しているため、絶えず世論を盛り上げ維持していくためには、粘り強い啓発活動を実施していく必要がある。

○令和2年度拉致問題に関する本県の主な取組

1 「すべての拉致被害者救出を！」めぐみさんと家族の写真展

- ・ 年月日 令和2年12月6日
- ・ 場 所 新都市プラザ
- ・ 内 容 横田めぐみさんと家族の写真展、神奈川県にゆかりのある特定失踪者パネル展示、アニメめぐみの上映、等

2 神奈川県にゆかりのある特定失踪者パネル等の展示

- ・ 期 間 令和2年4月～令和3年3月
- ・ 場 所 42か所（県民利用施設や県内市役所ロビーなどで実施）

3 拉致問題啓発タペストリー（縦1.5m×横9.4m×2枚）の掲出

- ・ 掲出期間 平成30年10月5日からめぐみさんの帰国まで
- ・ 場 所 県庁エネルギーセンター棟 2階フェンス

◆実現による効果

拉致問題の風化を防止し、解決に向けた国民世論が喚起される。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

16 ハイトスピーチ対策の推進

1 ハイトスピーチ対策の推進

【提案内容】

提出先 法務省、総務省

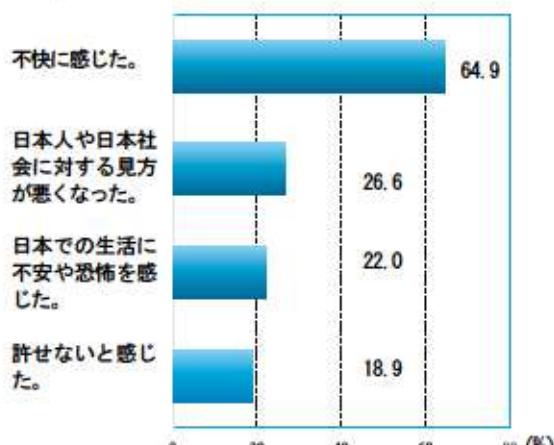
平成28年6月にハイトスピーチ解消法が施行され、本県も同法に規定された責務に基づきハイトスピーチの解消に係る取組を進めているところであるが、同法にはハイトスピーチの規制に関する条項は盛り込まれておらず、現在もハイトスピーチは後を絶たない。この問題は日本国憲法が保障する「表現の自由」などの配慮も必要であるため、自治体ごとの判断に委ねるのではなく、全国一律の判断基準に基づいた規制が行われるよう、**実効性のある法律への見直しが必要である。**

また、インターネット上におけるハイトスピーチ対策として、国や自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど**拡散防止に係る法改正等**を要望する。

◆現状・課題

ハイトスピーチを伴うデモは、ハイトスピーチ解消法制定以後、本県内では鎮静化傾向であるが、街頭宣伝活動やインターネット上の差別表現を伴う書き込みは、依然として活発であり、当事者（外国籍県民等）の心をむしばんでいる。こうした状況を改善するためには国による対応が必要である。

外国人を排除するなどの差別的なデモ、街頭宣伝活動を見聞きして、どのように感じたか。
(複数回答可)



(法務省「外国人住民調査」平成28年より引用)

◆実現による効果

ハイトスピーチにさらされている当事者の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現と、県民一人ひとりの外国人に対する人権尊重の機運の定着が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

X 県土・まちづくり

17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

1 幹線道路網の整備と活用

【提案内容】

提出先 国土交通省

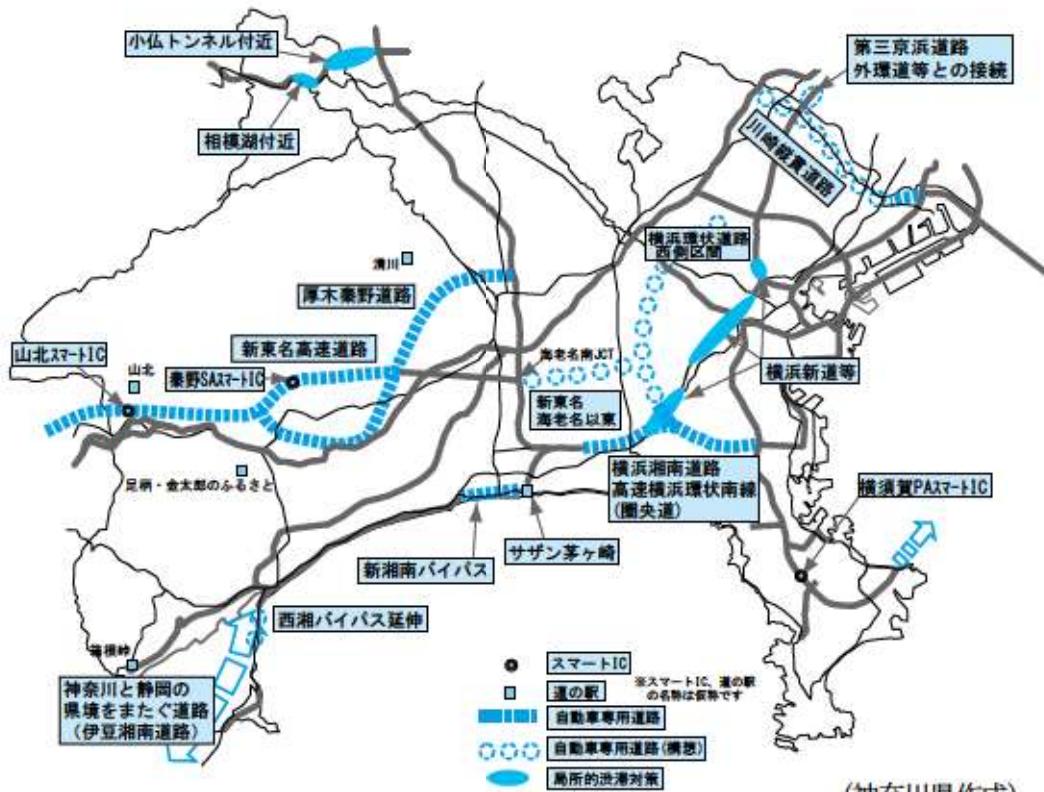
- (1) 一層の観光振興や生産性の向上を図り、アフターコロナ時代における持続的な経済成長を実現していくため、「新東名高速道路」、「横浜湘南道路・高速横浜環状南線（圏央道）」及び「厚木秦野道路」の早期整備を図ること。また、「新東名高速道路」の全線6車線化の実現や海老名以東の計画の具体化などを図るとともに、「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）」の計画の具体化に向け支援すること。
- (2) 高速道路ネットワークを最大限活用できるよう、局所的な渋滞対策やスマートICの早期整備を図ること。
- (3) 高速道路ネットワークと一体となって地域の交流連携を支える幹線道路の整備や、地方創生の拠点となる道の駅の整備を推進するために必要な予算措置を講じること。

◆現状・課題

首都圏機能の一翼を担う本県の道路網は、人口や都市機能の集積に比して整備が十分とは言えず、円滑で安定的な経済活動を支える幹線道路網の整備が急務となっている。

◆実現による効果

広域的な交通利便性の向上などにより、本県はもとより、首都圏全体の経済の好循環が図られる。また、災害時における応急活動などを支える基盤の充実強化が図られる。



(神奈川県作成)

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課)

2 鉄道網の整備促進

【提案内容】

提出先 総務省、国土交通省

- (1) リニア中央新幹線については、整備を促進するとともに、神奈川県駅（橋本）周辺のまちづくりについても、重点的かつ積極的に地方自治体へ支援を講じること。
- (2) 寒川町倉見地区の東海道新幹線新駅や藤沢市村岡地区の東海道本線新駅の実現を図るため、駅整備に地方債を充当できる制度の整備とともに、駅周辺のまちづくりへの確実な予算措置を講じること。
- (3) 相鉄いずみ野線の延伸、相模線の複線化、東海道貨物支線の貨客併用化、小田急多摩線の延伸など、神奈川の拠点づくりを支える鉄道整備について、公的支援を拡大すること。

特に、既存路線の延伸などにより、新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業については、国による助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築を図ること。

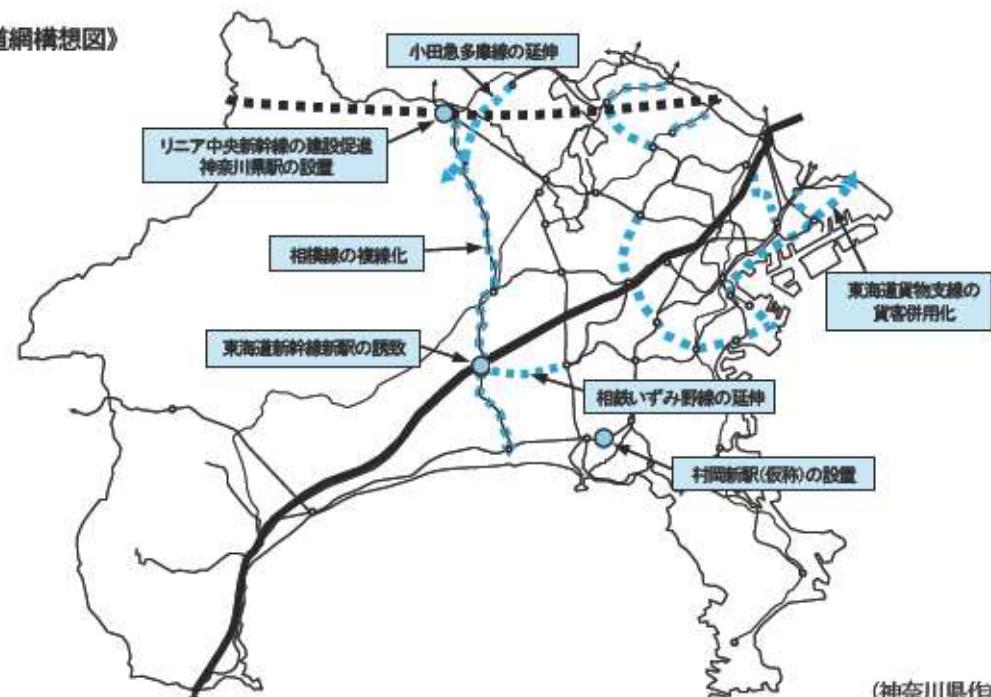
◆現状・課題

少子高齢化社会の本格化や環境問題の顕在化など、社会情勢が変化する中で、「コンパクト+ネットワーク」の観点から、都市づくりを進めるため、利便性の高い鉄道網の形成が必要である。

◆実現による効果

東京都心への過度な一極集中を改善し、災害リスクや人口減少などの課題を首都圏全体で受け止めることにより、都市機能の向上や国際競争力の強化などに大きく寄与する。

《鉄道網構想図》



(神奈川県作成)

(神奈川県担当課：県土整備局環境共生都市課、交通企画課、都市整備課)

3 新たなモビリティサービスの取組促進

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

少子高齢化の進展や人口減少が見込まれる中、あらゆる人がどこでもシームレスかつ自由に移動でき、コミュニティの活性化が図られる社会を実現するため、地方自治体や民間事業者が行う移動課題の解決に向けた取組について支援を行うとともに、新たなモビリティサービスの円滑な導入を促進させるため、必要な予算措置を講じること。

さらに、ICT・AI等を活用し、渋滞を解消するなど交通基盤をより使いやすくする取組を推進すること。

◆現状・課題

近年、ICT・AIなどの技術革新の進展に伴い、MaaSなど、新たなモビリティサービスの実用化が進められているが、地方自治体や民間事業者が、これら技術を活用した取組を円滑に実施できる仕組みや、既存公共交通と新たなモビリティサービスを最適に組み合わせ、幅広い利用者が、ストレスなく快適に移動サービスを利用できる環境が整備される必要がある。

また、国は、観光地周辺などで広域的に発生する渋滞を解消し、円滑な移動を確保するため、ICT・AI等の技術を活用し、渋滞の発生予測や、予測結果に基づき人や車の流れを最適化する検討を進めており、引き続き、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、渋滞を解消するなど交通基盤をより使いやすくする取組が必要である。

◆実現による効果

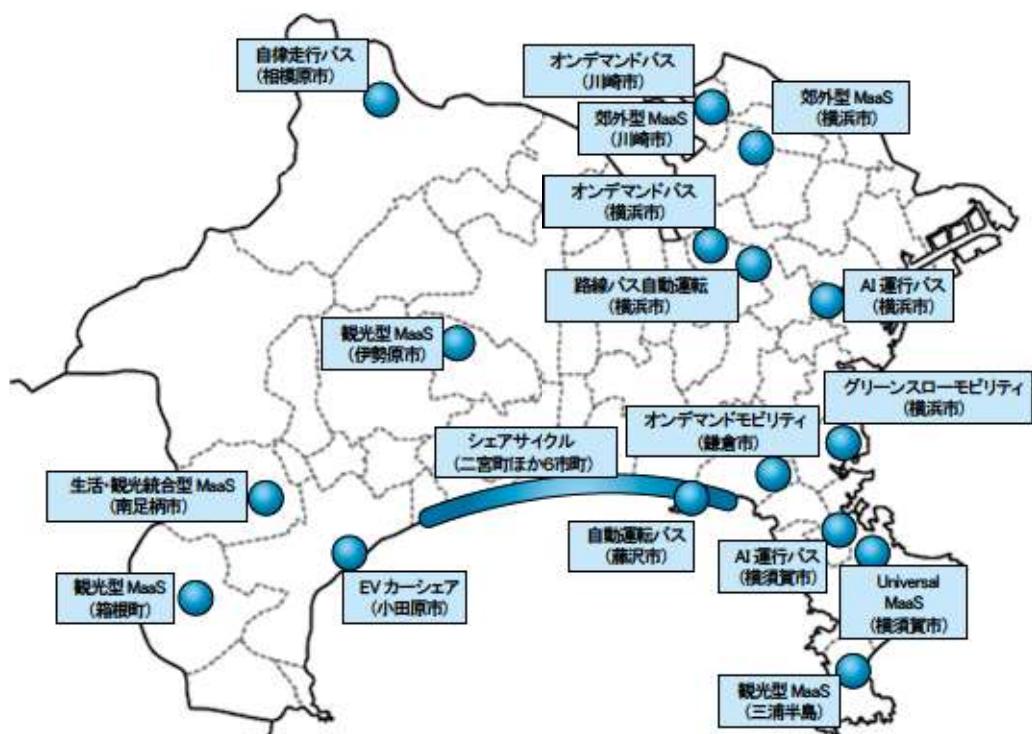
人の移動に関する様々な制約などの課題解決を図るとともに、IoT・AI等を活用した交通の最適化、運転業務の人手不足への対応、さらに、キャッシュレス化などの取組促進により、運賃・料金を含めワンストップでシームレスなサービス提供が可能となり、コミュニティが活性化した豊かな社会の実現が期待される。



※ MaaS(Mobility as a Service)：スマートフォンアプリ等により、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通や公共交通以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

(出典:国土交通省資料)

県内の主な取組状況



地域等	主な取組状況
横浜市	郊外型 MaaS、路線バス自動運転、オンデマンドバス、AI 運行バス、グリーンスローモビリティ
川崎市	郊外型 MaaS、オンデマンドバス
相模原市	自律走行バス
横須賀・三浦地域	観光型 MaaS、Universal MaaS、AI 運行バス、オンデマンドモビリティ
湘南地域	観光型 MaaS、自動運転バス、シェアサイクル
西湘地域	観光型 MaaS、生活・観光統合型 MaaS、EV カーシェア

(神奈川県担当課：県土整備局交通企画課、道路企画課)

18 県営住宅の健康団地への再生

1 コミュニティ再生のためのPFIによる県営住宅の建替推進

【提案内容】

提出先 国土交通省

本県では、県営住宅をだれもが健康で安心していきいきと生活できる「健康団地」へと再生することとし、建替えの際に入居者・近隣住民等の交流拠点となるコミュニティルーム等を併設するとともに、PFI方式による建替えを積極的に進めている。

PFI方式による建替事業は事業着手から終了まで長期間にわたり、着実に事業実施する必要があるため、国においては、当該事業を実施する自治体の取組に対して、継続的かつ十分な支援を行うこと。

◆現状・課題

人生100歳時代において、県営住宅をコミュニティ再生・活性化の拠点となる健康団地へと再生するため、本県では、平成31年3月に「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」を策定した。

計画に基づき、今後の建替えに当たっては、団地全体をバリアフリー化し、コミュニティルーム等を併設するとともに、これまでの県直営建設方式だけでなく、PFI方式による建替えを積極的に進めていくこととしている。

本県では、以下のスケジュールにより、PFI方式による建替事業を進めているところであり、円滑に建替事業を行うためには、事業着手年度から終了年度まで、国による継続的かつ十分な支援が必要である。

(1) PFI事業実施決定団地（上溝団地、追浜第一団地）のスケジュール

昨年度にPFI事業実施団地として決定した上記2団地について、現在、PFI法に基づく事業者公募に向けた取組を進めており、令和3年3月にPFI法に基づき実施方針及び要求水準書（案）を公表した。

- ・上溝団地（相模原市）：整備戸数460戸以上
- ・追浜第一団地（横須賀市）：整備戸数120戸以上

令和3年5月現在、以下のスケジュールで、これら2団地のPFI事業の手続きを進めている。

PFI事業実施決定2団地の今後のスケジュール

令和3年度	5月	PFI特定事業の選定
	8月	PFI事業の入札公告
令和4年度	10月	PFI事業の本契約、事業着手
令和9年度	追浜第一団地	事業完了（実施方針における見込み）
令和11年度	上溝団地	事業完了（実施方針における見込み）

(2) 今後のPFI事業団地の予定

上溝団地等に続き、今後とも県営住宅の建替えにPFI事業の導入を引き続き検討していく。

◆実現による効果

PFI方式を導入して、老朽化した県営住宅の建替えの効率的な事業展開、工期短縮を図るとともに、県営住宅を「健康団地」へと再生することで、地域全体のコミュニティ再生・活性化の拠点として、持続的に役割を果たすことができる。

◇参考

<PF1プラットフォームの取組>

全国で初めて県営住宅の建替えにテーマを絞った「県営住宅建替えPPP/PFIプラットフォーム」を令和元年12月に設立し、県内企業が参画しやすいPFI事業の実施に向けて、建設関係団体との意見交換やセミナー開催を行っている。

今後、PFI事業を実施した際に明らかとなった課題を洗い出し、プラットフォームで聴取した意見を参考に課題解決へ向けた取組を行い、次期PFI事業に活かしていく。



<コミュニティルームの併設イメージ>

住棟内に、入居者、近隣住民等の交流拠点を併設し、高齢者や子育て向けサービスを誘致する。

【イメージ例】



地域包括支援センターのサテライト



子育て支援スペース



放課後児童クラブ



外国籍県民の交流サロン

<健廻団地推進計画に基づく県営住宅ストック活用の全体方針>

- ・建替えの時期を迎える昭和55年までに建設した住宅約2万8千戸は、法定耐用年限である建設後70年までに建替えるよう、30年間で実施する。
- ・小規模団地や需要・効率性等から将来の活用に適さない団地は他団地への集約化（用途廃止）を進める。
- ・昭和56年以降に建設した住宅約1万7千戸は、適切な維持管理を行い、原則、法定耐用年限まで使用する。

(神奈川県担当課：県土整備局公共住宅課)

参考 1

「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項 府省別一覧

内閣官房

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 7 防災・減災、国土強靭化対策の推進
- 9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 15 拉致問題の早期解決

内閣府

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 2 地方税財政制度の改革
- 3 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- 7 防災・減災、国土強靭化対策の推進
- 8 基地対策の推進
- 13 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し
- 14 子ども・子育て応援社会の推進
- 17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

総務省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 2 地方税財政制度の改革
- 3 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- 10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し
- 16 ヘイトスピーチ対策の推進
- 17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

消防庁

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 7 防災・減災、国土強靭化対策の推進

法務省

- 16 ヘイトスピーチ対策の推進

外務省

- 8 基地対策の推進
- 15 拉致問題の早期解決

財務省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 2 地方税財政制度の改革
- 4 分散型エネルギー・システムの構築
- 7 防災・減災、国土強靭化対策の推進
- 10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

文部科学省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 7 防災・減災、国土強靭化対策の推進
- 9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 14 子ども・子育て応援社会の推進

厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 11 健康・長寿社会の実現
- 12 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進
- 13 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し
- 14 子ども・子育て応援社会の推進

農林水産省

- 10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

経済産業省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 4 分散型エネルギー・システムの構築
- 5 脱炭素社会の実現
- 6 資源循環の推進
- 7 防災・減災、国土強靭化対策の推進
- 9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進

資源エネルギー庁

- 4 分散型エネルギー・システムの構築

国土交通省

- 4 分散型エネルギー・システムの構築
- 7 防災・減災、国土強靭化対策の推進
- 10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し
- 17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上
- 18 県営住宅の健康団地への再生

気象庁

- 7 防災・減災、国土強靭化対策の推進

環境省

- 5 脱炭素社会の実現
- 6 資源循環の推進

防衛省

- 8 基地対策の推進

参考 2

「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項 第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略関連項目一覧

令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案	第2期 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略
IV エネルギー・環境 4 分散型エネルギーシステムの構築	基本目標1(1) 成長産業の創出・育成、産業の集積
V 安全・安心 7 防災・減災、国土強靭化対策の推進	基本目標4(2) 誰もが活躍できる地域の実現
VI 産業・労働 9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進	基本目標1(1) 成長産業の創出・育成、産業の集積 基本目標4(1) 健康長寿のまちづくり
VII 健康・福祉 11 健康・長寿社会の実現 12 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進	基本目標4(1) 健康長寿のまちづくり 基本目標4(1) 健康長寿のまちづくり
VIII 教育・子育て 14 子ども・子育て応援社会の推進	基本目標3(1) 結婚から育児までの切れ目ない支援
X 県土・まちづくり 17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上 18 県営住宅の健康団地への再生	基本目標4(3) 持続可能な魅力あるまちづくり 基本目標4(1) 健康長寿のまちづくり



神奈川県

政策局自治振興部広域連携課（内線 3152～3155）
横浜市中区日本大通1〒231-8588 電話 (045)210-1111（代表）